

いろいろな規制によって撤退せざるを得なくなつておる、これがやはり一つ大きな問題だと思います。それからいま一つは、これは農山漁村ともそろりあります。漁業就業者が減少しておる、若い人が減つておる、あるいは高齢化が進んでおる、これはもう同じような状況でありまして、漁村地域の活力の低下が実は懸念されておるわけであります。このため、従来から、資源管理型漁業とかつくり育てる漁業、これを施策の柱にして、非常にうまくいっている地域と、そうでないところがどうしてもあります。ですから、生産基盤の整備を図つて、あるいは漁業経営の改善合理化あるいは流通、加工、消費対策の充実、漁村生活の環境の整備、各般の施策を積極的に推進して、やはり漁業が魅力あるものでなければならぬと思うのです。

そういうことで一生懸命努力いたしておりますし、何といつても、ここも同じで他産業並みの所得がなければ魅力を感じない。特に漁業の場合には海に出ていくものですから、どうも若い人たちは余り喜んで長期間船の中での生活というものは、まあもつと楽な方あるのに、こういうような状況もありまして、いざれにしても環境の整備と生産基盤というものを一体として魅力あるものにしていきたい、こう考えております。

○辻(一)委員 私は、大体質問の最後に今の問題に若干触れたいと思うのですが、新農政が片方で展開される、それに対する新しい漁政というものが必要じゃないかということを締めくくりで二、三お尋ねしたいと思いますが、その前に、少し具体的な問題に入りたいと思います。

遠洋漁業が昭和六十二年に二百三十四万トン、平成三年では百十四万トンと半分以下になつておるという、縮小であります。政府の方は、これに対応として減船措置ということが中心であつたのですが、いろいろ考えてみると、我が国は今でも世界最大の水産物の市場であるし、漁業生産では世界最高の技術を持つておると思われるし、ま

た、経済大国としてこれから大いに発展途上国の援助をし、世界にいろいろ貢献する必要がある。こういう点から考えると、あれだけ広範な遠洋漁業の漁場を確保しておりながらここまで後退をせざるを得なかつたというには、まあ二百海里といふ基本的な問題があるとは思いますが、国際漁業を確保し、維持をしていく上においてまずがあつたのではないか。例えば漁獲量を上げればいい、とればいいということが中心になつて、沿岸諸国のいろいろな気持ちや考え方、あるいは一緒に利益を共有するというような点にかなり欠けた点があつたのではないか。そういう点はかなり反省をする必要があるうと思うのですが、そこらへんについてどういうふうに感じておられるか、お尋ねしたい。

○川合政府委員 国際協力と申しますが、我が国の漁業活動との関連で、国際協力はかなり長い歴史を我が国としては持っております。昭和五十年代に二百海里の導入ということで、発展途上国を中心になショナリズムの考え方が非常に強まつたわけでございますが、その間にあります、水産無償というような制度を中心いたしまして国際協力を続けてきたわけでござります。

しかしながら、ナショナリズムの動きが非常に強いということで、また、外から見ますと日本の市場といふものは、先生お触れのように非常に魅力がある市場といふことで、みずからそちらに輸出したいという意欲もありまして、いろいろな形で縮め出しといふような現象が起つてきたわけでございます。しかしながら、我が国の漁業は、先生今お触れのように実績あるいは経験が非常に豊富なものがござりますし、それは同時に、相手国との漁業振興に役立てるという意味でも非常に重要な役割を果たし得るものだと思っております。

現在、例えば今先生の御指摘のような御批判にこたえるためには、やはり相手国で漁業がどういうふうな位置づけにあり、かつ、例えば食生活などに含めまして魚食の普及というところで考えていいかないといけないというような形が出てきて

おりまして、そういう総合的な意味での協力だと思います。先ほど申しました水産無償の資金協力、あるいはJICAを通じた技術協力、それから民間であるIWCによる協力など、いろいろな形で多様なシステムを準備いたしまして、各國が受け入れられるような、そしてそれが同時に我が国とも利益を分かち合うような形での協力関係をさらに強めていかなければいけないというふうに考へているところでございます。

○辻(一)委員 今御答弁にもありましたけれども、魚をとる場所の沿岸諸国と利益やよい点を共有し合うというような環境をつくらないと、とれぱいいという従来の行き方ではやはり非常に行き詰まりが来る、この点をこれから、だんだん遠洋漁業の市場、漁場は狭くなつていくわけですが、特に留意をして政策上も取り組んでほしいと思います。

そこで私は、それに関連して捕鯨の問題に若干触れたいと思います。

フランスは、捕鯨の聖域化を考えているといいますが、どういう状態なのか。これは私は断固反対させなくてはならないと思いますが、その状況についてまずお尋ねしたい。

○川合政府委員 今御指摘のように、昨年のIWC、国際捕鯨委員会で、フランスが南緯四十度以南の南水洋を鯨の禁漁区、いわゆるサンクチュアリに対するという提案を行つたわけでございました。この提案は、結果的には科学的な検討が十分でないということとともにございましたし、必要な賛成を得られないということをフランスが察知いたしましたて、取り下げという形で昨年は経過したわけでございます。しかしながら、現在のところ、本年五月に、御承知のように京都で開かれますIWCの総会に再度提案するというふうに見込まれております。

私どもは、この提案につきましては、鯨類の合理的利用と保存を目的にいたしましたIWC自体の条約の精神にも反しますし、科学的根拠の欠け

○辻(一)委員 我が国は、今三百頭ほどの捕鯨調査をやつたわけですが、いろいろ聞くと、ミンクの捕鯨調査をやつているその中で、ミンククジラがふえ過ぎてかえつて困っているということがきのうかの一部新聞にも出ておりました。シロナガスクジラ、そういうものとミンクがえさの面であるいは空間の面で競合する関係があつて、ミンクがどんどんふえていくと逆にシロナガスクジラ等はふやそうとしてもふえていかない、こういう関係があるという記事をちよつと見ましたが、何年間か捕鯨調査をやって科学的なデータをかなり水産庁は蓄積したと思うのですが、そのデータからくるところの内容と方向というものはどういうものか、ちょっとお伺いしたい。

○川合政府委員 今お話をございましたように、我が国は、南水洋におきますミンククジラの状況につきまして、本年を含めまして六年間捕鯨調査を実施しているわけでございます。この調査の過程で、現在ミンククジラは少なく見積もつても南水洋に七十六万頭というふうに推定いたしましたて、今後百年間で資源を絶滅させることなく約二十万頭の捕獲が可能だということが証明され、これはIWCの科学委員会でも認められているわけでございます。

今お話をございましたこうしたミンククジラの繁殖は、一方でミンククジラなどに比べますと繁殖力の弱いシロナガスなどの資源回復を圧迫しているというような状況、あるいはそういう考え方も出てまいつております。先ほどお話をございましたフランスの提案などは、このアンバランスを助長するというような結果になりかねないものでございます。私どもは、この科学的な捕獲調査に基づきます結果を踏まえまして、今次IWCにその総会に臨んでいきたいと思っております。

○辻(一)委員 せつがくやつた科学的な調査資料

があるわけですから、それをひとつ持ち込んで、一九八七年のいわゆる商業捕鯨禁止条項を解除するよう努力をする、働きかける考えはあるかどうか、もう一度お伺いしたい。

○川合政府委員 私どもの調査結果につきましては、科学委員会では評価も受けているところでございます。昨年のIWCではこうした経過から、

改定管理方式”というふうに言つておりますが、これについて若干手直しの要求なども出ておりま
す。したがいまして、こうしたことも完備いたし
まして、日本で二十五年ぶりに開かれますIW
大会に何とか、私どもの今までのこうした科学的
な調査の結果を踏まえまして、私どもの今まで
国してまいりました点が受け入れられるようにな
る大限の努力を続けていかなければいけないと思つ
ております。現在もその努力を続けているところ
でございます。

○辻(一)委員 ノルウェーは脱落したらしいし、ノルウェーもそういうような動きがあると聞くのですが、日本のそういう科学的な事実に基づいた調査、それに基づく要求が入れられない場合に、我が国この加盟 脱退の問題について何かを考えているのかどうか、そこらはいかがですか。

○川合政府委員 確かに、IWCの現在の動向というものについては、一方、非常にこの目的に沿つて今まで対応してまいりました国からは批判があり、また有識者からの今先生がお触れになりましたような御意見があることも承知しております。しかしながら、私どもはこのIWCにとどまりまして、これまでかなりの厳しい状況の中で科学的な捕獲調査などを続けてきておりますので、しかも科学委員会などでは私どものそうした努力が認められているということをございまして、IWCの中で私どもの冷静な議論が受け入れられるようにならぬかと、今後とも努力していくかければならないというふうに考えております。

○辻(一)委員 せつかくの科学委員会においても評価を受けるだけの調査をやつたわけですから、

それをてこにして商業捕鯨禁止の条項を解除させ
る努力を爲すに當つては、いかにも三事。

る努力を強大に進めてほしいと思います。言うまでもないことです、鯨が絶滅するというなら別であります、ミンクのようにふえてかえつていろいろ問題がある。そういうものをなぜ捕鯨を禁止するのか。これはもう一般的に考えてなかなかわからないことですが、同じ哺乳動物である牛や豚などは屠殺をし食肉にし、また野生の

シカを撃つて食肉にしている、そういう人たちぢやないか。海の哺乳動物だからなぜ食にしてはいけないのか、こういう論理は我々にはなかなか理解できぬのですね。したがつて、鯨についての余り文化というものをもつと強力にキャンペーンして理解をさす努力をする必要があると思いますが、水産庁もいろいろと努力は今までしておつてもうたと思いますが、その面の努力をぜひ期待したいということと、IWCの五月の京都の会議でどういう見通しが考えられるのか、なかなか難しいところですが、ちょっとお尋ねを

○川合政府委員 この鯨をめぐる議論は、ある意味で文化あるいは宗教というようなところまでながる議論であるような感じを持つておりますが、しかしながら、いずれにいたしましても、いう海洋の生物資源につきましては、科学的な拠に基づきまして持続的な利用を図るという原則が昨年開かれました国連の環境会議におきましても合意されているという事実がございます。しかもいまして、何を食べるか、あるいはどういうふうにそれを利用していくかということにつきまして、それはそれぞの地域あるいは国ごとに培つてまいりました文化によるものでござりますので、私どもはそういう意味でもう少し寛容にそれを文化を認め合うということが非常に大事ではないかと思っております。この問題はそうして観点からも私どもの主張を十分正しいものとして進めていくことができるものだと思つております。

国内におきます食文化のキャンペーンなどにしましては、民間団体、例えば「海の幸に感謝」など

る会」などというものがつくられておりまして、毎月山の日が原の日二ふうに二三のミニ原

毎月「人」の日と「鮭の日」というふうに定めまして鮭の普及に努めていただいているというような事業もございます。こうしたキャンペーンを今回Cが日本で開催されるということを契機にかなり熱心におやりいただいておりますので、私どもこれに協力いたしまして、官民一体となってここの食文化のキャンペーンというものを続けてい

きたいと思つております。
○辻（一）委員 五月にもう国際會議は目前に控えておりますから、最大限の努力をぜひ続けてやっていただきたい、このことを強く期待をしておきたいと思います。

次に、沿岸漁業の問題について二、三お尋ねをしたいと思いますが、沿岸漁業は、先ほどもお述べましたが、昭和六十年の二百二十七万トン、をピークにして現在二百万トンを残念ながら切って、という状況にあります。いろいろな資源に比べて魚獲物の割合が多く、これらは高級化や過度

漁獲努力量が多いとあるし、それに高齢化や過疎化による効率化が進むことによつて資源が十分に利用できないとかいろいろな問題があると思いますが、今までの栽培漁業や漁場の整備、また資源管理型漁業の延長では沿岸漁業がますます衰退していくことを食いとめることはできまいと思いますが、これに対する大筋ですね、どう考えていくか、お尋ねしたい。○川合政府委員 沿岸漁業の漁獲量、これは養殖業と区別いたしますとやはり若干ずつ減少しているという状況であろうかと思います。その資源準につきましては、冒頭大臣からもお触れいたように、地域によって状況がかなり違つてゐると思つております。例えば瀬戸内などのヒラなどは、いろいろな沿岸域の努力によりまして水準を維持しているというようなものもございまるが、全般的に申しますと、底魚などを中心に水はり低い水準で横ばいあるいは減少傾向にあることは否めないと思つております。

この原因は幾つかあるうかと思ひますけれども、私ども、漁獲努力量などという言葉を使つておりますが、漁獲の能力と資源との関係がやや

ランスを欠いておる面もあるのではないかと思ふ。

おりまです。そうした面で私どもが一番最後に待しておりますのは資源管理型漁業というような仕組みでございまして、これを推進することによって今までの状況を脱したいというふうに考へておるところでございます。

○辻(一)委員 沿岸漁業の問題点についてはまだ同僚が別の角度から時間をかけてやると思いますが、

から、私はその中で二、三の問題をちょっと指摘をしてお尋ねしたい。

一つは、資源管理型漁業という言葉が大分定をしておりますが、海洋水産資源開発促進法に基づいて資源管理協定というのがどれぐらい具体的な成果を上げておるのか。今回の水協法の改正、資源管理規程という新しい制度ができるわけですが、いろいろな制度をつくつても効果が余り出なければさして意味がないのですが、資源管理型漁業がどれくらい定着しているのか、そういう効果がどうの程度出てるのつか、これからどう考える

かとの利害はいかないのか、これがどうなればいいのか、どうすればいいのか、この二つの管理協定と管理規程との関連性ですね。どういう状況であるか、お尋ねしたい。○川合政府委員 今お話がございました資源管理協定は、平成二年に御審議をお願いいたしました改正をいただきました海洋水産資源開発促進法に基づく制度でございまして、この資源管理に関する協定は、漁業者の団体間での協定を結ぶという仕組みでございます。これに対しまして、今回水協の改正でお願いしております資源管理規程の制定、これは漁協の中での規程、漁協の組合員が主的にといいますか、みずから結ぶ規程でございますが、これは漁協内部の規程であるという違がございます。

実績は、この協定でございますが、現在実際協定という形になつておりますのは六件、それらほぼ協定と同じような形で動いておりますので九件という状況でございます。必ずしも多いわけではありませんが、この協定に至るまでにやり話し合いということがございまして、各段階踏んでこの協定の実効を図るという面もござい

すので、現在の実績はそのようなことになつております。しかしながら、この協定制度ということが改正をいただいたことによりまして、資源管理というものにつきます考え方、そうした取り組みといふものが各地で積極的に行われてきておりまして、今回お願いする管理規程は漁協の中の組合員同士の規程でございますので、それを超えた団体間の、端的に言いますと漁協間の協定よりも、さらに進みやすい面があると思つております。いずれにいたしましても、資源管理という考え方方がこうした制度をおつくりいただくことによりまして一步一歩進んでいくということは事実でござります。

ざいますので、私どもも、今回改正をいただければ、これを中心にこの制度を進めていきたいと思つて、いるところでござります。

具体的な問題に入りたいと思いますが、沿岸漁業でもズワイガニの問題であります。私のところは越前海岸で、ズワイガニの一つの越前ガニの産地ですが、昭和二十年代には、私たちが漁村へ行くと、漁民の皆さんのが二階に招いてくれて、一升瓶を転がしながら、とつたカニをかまで蒸して、それをどんどん食べながら話し込んだような思い出があるのです。今になると隔世の感がする。カニはまことに貴重品になつておるのですね。資源の枯渇ということが非常に大きな問題であろうと思います。

そこで、ズワイガニの資源枯渇に対し、三つの点が考えられている。一つは移植放流。大和種から小さなカニをとってきて、魚礁に放流してそれを大きくする。あるいは、魚礁を相当広範囲に設けて自然の増殖を保護していく。もう一つは、国立の若狭の漁業栽培の方でも稚ガニの育成という

そこでお尋ねしたいのですが、私は何年か前ですけれども、この問題をこの委員会で取り上げて、せつからく大和堆から小さなカニを持つてきて移殖放流、魚礁に放流しても、網で根こそぎきれいにさらわれてしまつたのではなく育つていかない。そういう点で、魚礁をつくる場合には、配置をする場合には、いろいろな工夫を凝らして、配置に気をつけて、網が引けぬようにする、そういう方法があるのではないか、こういうような取り組みが行われたか、まずこれをお尋ねしたい。
○川合政府委員　ズワイガニ、地域によりましては越前ガニと言われておりますカニにつきまして、昭和五十七年から石川県、福井県が非常に熱心に増殖に取り組んでおられまして、大和堆で採捕しました成熟したカニを、それぞれの県の前浜に保護区をつくりまして移殖するという試験事業を継続しているわけでございます。

当然のことながら、そうして移殖されたズワイガニが捕獲されてしまつては何にもならないわけございまして、私ども、そうしたことを受けまして、現在、魚礁を保護区に設定いたしまして、これは先生御承知のとおりでございますけれども、水深三百四十メートルから三百メートルぐらいいの海底に大型のコンクリートブロックを格子状に配置いたしまして、その間隔なども十分検討して、底びき網で操業したときに捕獲されないようになります。こうした設計をいたしまして魚礁を設置しているところでございます。この中に今のようなズワイガニを移殖いたしまして、そこで試験事業を実施しているという状況になつております。
○辻一委員　カニがせつかく少し大きくなり出したのを根こそぎ持つていくというようなことの

を国会で論議をしたことがあるのです。その後この問題についてはいろいろと改善策が工夫され、おるようになっておりますので、その後、ズワイガニの魚礁の配置等についてどういうような取り組みが行われたか、まずこれをお尋ねしたい。

○川合政府委員 ズワイガニ、地域によりましては越前ガニと言われておりますが、につきまして、昭和五十七年から石川県、福井県が非常に熱心に増殖に取り組んでおられまして、大和堆で採捕しました成熟したカニを、それぞれの県の前浜に保護区をつくりまして移殖するという試験事業を継続しているわけでございます。

当然のことながら、そうして移植されたズワイ

そこでお尋ねしたいのは、大和堆の、富山から島根の方にかけて五カ所に、三キロ平方とか、三キロ掛ける二キロとか、広範囲に魚礁を相当数埋めてこれに取り組んでおるわけですが、一つは、大和堆の稚ガニの資源というものの見通しは一体どれぐらいあるのか、これをちょっとお伺いしたい。

○川合政府委員 大和堆は海の中の、高原状態といふとちよつと適当でないかもわかりませんが、三百メートル内外の深さのところに比較的平らな場所がございまして、そこがズワイガニの有効な増殖地になつてゐるわけでございます。ただ、このにおきます資源状況は必ずしも十分なものでございませんで、この原因等につきましてはなかなか詳細に把握する段階には至つておりますが、必ずしも増殖、あるいは増加と申しますか、していよいよな状況ではないようございまして、例えれば海水の悪化といふようなことなども若干原因にあろうかと思いますが、必ずしも十分な状況ではないと思つております。ただ、移植の試験事業をしていくことによつてその現象が起こつてゐるということではないのではないかというような見を得ております。

○辻(一)委員 大和堆等における資源もやはりある限界があるとすれば、せつかく魚礁を相当広範囲に配置をしておる、埋めておりますから、どうしても、稚ガニを育成して、これを育していくということを考えなくてはならないと思います。

そういう点で、カニは二百五十メーターから三百メーター、二百五十メーター前後のかなり深いところにいるので、その生態がなかなか今まで明らかでなかつた。しかし、科学技術庁の「しんかい」等を活用して、日本海の冲合で、越前沖合を含めていろいろな調査をやつてゐるのですが、「しんかい」等の調査によつて二百五十メーター

いうとちよつと適当でないかもわかりませんが、三百メートル内外の深さのところに比較的平らな場所がございまして、そこがズワイガニの有効な増殖地になつてゐるわけござります。ただ、ここにおきます資源状況は必ずしも十分なものでございませんで、この原因等につきましてはなかなか詳細に把握する段階には至つておりますが、必ずしも増殖、あるいは増加と申しますか、していよいよな状況ではないようでございまして、例えば海水の悪化というようなことなども若干原因にあらうかと思いますが、必ずしも十分な状況ではないと思つております。ただ、移殖の試験事業をしていてることによつてその現象が起つてゐるということではないのではないかというような見を得ております。

○辻(一)委員 大和堆等における資源もやはりある限界があるとすれば、せつかく魚礁を相当広範囲に配置をしておる、埋めておりますから、どうしても、稚ガニを育成して、これを育てていくということを考えなくてはならないと思います。

そういう点で、カニは二百五十メートルから三

明されておるのか。いかがでしょうか。

○川合政府委員 ブワイガニの生態につきましては、かなりの期間をかけまして調査が実施されております。現在、その生活史と申しますか、ある程度わかつてきているわけでございます。例えは成長と脱皮の関係とか、あるいは産卵時期、先ほどお触れになりました産卵の水深など、それから、どの程度の生息環境であれば生息が円滑に行われるかというようなことが、徐々にではございますが、わかつてきております。

ただ、今私どもが非常に問題点として考えておりますのは、カニの状況になつて、底生生活と申しますか、底ではつて生活するようになるまでの浮遊している生活期のえさ、適當なえさがどんなものかということについて十分な知見がまだ出ておりません。それからもう一つ、先ほどもちょっと触れました水質の悪化に弱いというような状況もありまして、その辺の生態についてまだ十分な知見を得ていないと、いうような状況にございま

りますのは、カニの状況になつて、底生生活と申しますか、底ではつて生活するようになるまでの浮遊している生活期のえさ、適當なえさがどんなものかということについて十分な知見がまだ出ておりません。それからもう一つ、先ほどもちょっと触れました水質の悪化に弱いというような状況もありまして、その辺の生態についてまだ十分な知見を得ていないというような状況にございま
す。

○辻(一)委員 端的に言つて、そういう生態解明とかいろいろな技術をかなり積んできたわけです
が、国立若狭栽培漁業センターも、昭和四十八年
か九年ごろだと思いますが、二十年近い、十七

明されておるのか。いかがでしょうか。

○川合政府委員 ブワイガニの生態につきましては、かなりの期間をかけまして調査が実施されてきております。現在、その生活史と申しますか、ある程度わかつてきているわけでございます。例えは成長と脱皮の関係とか、あるいは産卵時期、先ほどお触れになりました産卵の水深など、それから、どの程度の生息環境であれば生息が円滑に行われるかというようなことが、徐々にではございますが、わかつてきております。

ただ、今私どもが非常に問題点として考えておりますのは、カニの状況になつて、底生生活と申しますか、底ではつて生活するようになるまでの浮遊している生活期のえさ、適當なえさがどんなものかということについて十分な知見がまだ出ておりません。それからもう一つ、先ほどもちょっと触れました水質の悪化に弱いというような状況もありまして、その辺の生態についてまだ十分な知見を得ていないと、いうような状況にございま

しますが、それが現状でございます。鋭意努力を続けているわけでございますが、残念ながら、年限を限つてどのくらいの見通しというのは、まだそういう段階ではないようでございます。しかしながら、このセンターでの最大の課題でございまして、この大量生産の技術が早期に開発されるということが最大の目的でございますので、一層積極的な推進を私どもは図つてまいりたいと考えております。

○辻(一)委員 私もあのセンターを現地に何回か

見に行つておりますが、随分研究者の皆さんには熱心に努力していただいておりますが、めどがつくにはなかなか簡単ではないというふうにも聞いておりますし、今御答弁もありましたが、しかし、日本もこれだけの科学技術をいろいろな面で持つておるのでですから、ぜひひとつその生態の解明をさらに詳しく図ると同時に、稚ガニ育成についての技術を、研究開発を強力にひとつ進めてしまって、今枯渇しつつある日本海一帯のカニの資源確保に、これからもぜひ努力をしていただきたいと思います。

あと、かなり迫つてしまひましたが、一二、三、法案に関係してお伺いしたいと思います。

端的に言つて、日本海沿岸周辺にある資源と沿岸漁業の就業者の数を見たときに、そうしてまたその漁村集落の維持という点を見たときに、今の漁業就業者の数は一体少ないのか多いのか、これをどう考えるか、ちょっととお尋ねしたい。

○川合政府委員 率直に申しまして、これを一律

金のいわゆる農業外からのJターン組を支援する成法の改正案は、これから漁業外からの参入者も

とうに思つております。

○辻(一)委員 これはなかなか難しい質問ですか

無理がないと思いますが、そこで、それに関連して、今回提出されている沿岸漁業改善資金助

金のいわゆる農業外からのJターン組を支援する

青年漁業者等養成確保資金の対象としていくとい

う、そういう内容の改正、言うならば農業改善資

金のいわゆる農業外からのJターン組を支援する

というのとほぼ似た趣旨であろうと思ひます。

そこで、農村と違つて漁村はなかなか難しさ

が、漁業の外から直ちに入つていいけるという条件

が農業よりもっと難しさがあると思うのです

が、そういう中で必ずしもそれが歓迎されている

のかどうかということについてはちょっとまだわ

かならないと思いますが、その漁業の外からの参入

を奨励するといふことが地域に混乱を生ずるとい

うようなことも聞くけれども、この改正法の運用

に当たつてどういう考え方で臨むのか、この漁業

外からの参入を含めて、後継者不足の問題も含め

てお尋ねをいたしたいと思います。

○川合政府委員 私ども、漁業外から漁業への新

規参入と申しますか、新しく入つていくというこ

とは積極的にやはり評価すべきだと思っておりま

す。これは単に就業者の確保という面だけではなく

て、沿岸漁業に新たな経営感覚と申しますか、

考え方あるいは試みといふものが取り入れられる

いい刺激を与えるわけでございますので、これは農

業においても見られることでございますので、横

極的に私どもは評価し、推進したいと思っており

ます。

ただ、先生今御指摘のように、漁村特有の問題

もまたござりますので、なかなか受け入れられな

いというようなこともありますし、余り多い例

ではございませんけれども、既に、全く漁業ある

いは漁家と言つた方がよろしいかと思ひますが、

これが率直に申しまして、減船などの措置をとらな

ければいけない地域もございます。一方で、担い手確保が非常に難しいというような地域もあるわ

けでございまして、一方では、これは地域によつてでございますが、生産構造の再編整備と申しま

すか、それを進めなければいけない、と同時に、やはり担い手対策を國らなければいけないという

ように思つております。

○辻(一)委員 次に、水産物の輸入問題で一、二

お尋ねしたいと思います。

日本がエビだとかそういうもので非常に集中的

な輸入をやる、そういう中で相手国の資源状態が

悪くなるというようなことで、国際的な批判も

部には出している。そういう点から、貿易の自由と

いつても、国内はもとよりですが、国際的にも批

判を受けてまで自由貿易を進めるということが妥

当なのかどうか、こういう問題を感じるわけであ

ります。相手の資源状態、やはり相手国の一般國

の意向とか、こういうことを配慮した秩序のあ

る貿易、輸入が必要ではないか。そうでないと、

国際的な、変わつた面からの批判を浴びるおそ

ります。

ただ、日本の市場に向けて相手国側がどうして

も大量に輸出しようというふうに努力をする面が

ござりますので、これを私どもの方から何らかの働きかけをしながらやるというのは非常に難しい面もござりますけれども、やはり秩序ある輸入ということがそういう面でも大事だと思ひますので、それから先ほど、冒頭先生がお触れになりましたが、した國際協力というような面からもこの面は対応できる面もあるうかと思ひますので、そうした総合的な観点から、この問題について私ども今後対処していかなければいけないと思つております。

○辻(一)委員 あと五、六分ですから、二点だけお尋ねします。

一つは、漁港とかその他の公共事業について前倒しの問題ですが、景気が非常に不況である、そこで予算を私たちも年度内成立を大体認めたわけでありまして、そういう意味では、予算が成立されれば公共事業を前倒しをして景気の回復を図るというのが一つ。もう一つは、減税問題がありまします。これはきよはちよと言及は避けたいと思います。これはまた後でいろいろ、何時間かあります。これが、公共事業の、特に漁港等の前倒し問題、これは普通の年でも大体積雪地帯、雪のある地帯であるとか、あるいは日本海沿岸は冬、波が非常に高くて、予算がついても後半ではもう使えないという状況がありますので、そういう点で前倒しの必要があつたわけであります。今回は特にこの非常な不況、こういう状況を考えれば漁港その他公共事業の前倒しは十分必要であると思ひますが、どのくらいの前倒しをやるのか、その見通しについてお尋ねしたい。

○川合政府委員 今回の景気状況、それから予算が景気に与える影響等からいまして、国会での御議論を受けまして、私ども、与党からも、公共事業の促進につきまして十分な準備をするようになります。そういうことも承つております。私どもいたしましても、せつかく予算をお認めいただけるということです。それで、早期に発注できるような体制を既にとりつづございまして、昨年の例でござりますと、今先生御指摘のよいうな漁港などにつきましては四月に四五%程度発注するというような状況でございましたけれど

も、今いろいろと準備と申しますか、打診なども行つておりますけれども、これを超える形でござるだけ発注するということが可能ではないかと思つております。

それから、お触れいただきました積雪の寒冷地につきましては、当然のことながらこうした中でもより一層の前倒しが必要でございますので、現在鋭意準備を進めておりまして、予算が成立いたしましたらすぐにこうした発注ができますように、一層の努力をしなければいけないと思つてお尋ねします。

一つは、漁港とかその他の公共事業について前倒しの問題ですが、景気が非常に不況である、そこで予算を私たちも年度内成立を大体認めたわけ

あります。

○田名部国務大臣 農業政策と違うところがあります。資源の動向に左右される、生産ができるないというところに安定的に漁業を営むという難しさはあるのですね。種類も多いし、あるいは地域によつて置かれている状況というものはまた全然違うということもあります。資源において農業のような固定的、画一的な将来像というものは現実問題としてなかなか難しい。

私もこの一年有余にわたつて水産庁長官に、どうもこの漁業に関する限りは何か展望が開ける道

といふのがないかと何回もやつたのであります

が、どうしても国際的な制約はある、いろいろなことを受けまして、おしゃられることはよくわかりますが、国際漁業の方にしたつて流動的であります。いつどこでどういうふうになるか、向

こうの資源の状態によつてはこつちも影響を受け

るということもあって、なかなか不透明であります。けれども、今後の推移をよく見きわめながら、どのような形で将来ビジョンというものを示すこ

とができるか、それらも含めまして幅広い観点か

らいろいろな可能性について勉強を積み重ねてい

きたい。何とかしたいという気持ちもありますけ

れども、今申し上げたようなことで、明確にお答

えきたいことはまことに残念思いますけれども、しかし、その中で可能な限りその道を見出

していきたい、こう考えております。

○辻(一)委員 困難ではありますけれども、ぜ

ひとつ努力されることを心から期待したいと思

います。

終わります。ありがとうございました。

○平沼委員長 沢藤礼次郎君。

○沢藤委員 まず、法案審議の基盤、土台として、

海面漁業の動向について基本認識をともにしたい

と思います。

○川合政府委員 私の岩手県は水産県とも言われてお

りますが、全国的な特徴と一致するのじゃないか

という前提で、今お答え願つた内容について若干

敷衍したいのです。

結論的に言えば、今長官言われたように、遠洋、

沖合がどんどん後退している、生産量も生産額も

ですね。しかし、沿岸漁業と養殖漁業はやはり希

望の持てる数字を示しているわけです。昭和六十

三年、水産業基本計画における基準年といふこと

ですが、この六十三年と平成二年の数字を比べて

みた場合、これは岩手ですけれども、生産量につ

いては、沿岸と養殖漁業の二つを合わせた場合

は、三九という伸びを示しているわけであります。

これは生産量であります。それから、生産額

の方を見ますと、同じく基準年に比べて平成二年

の数字を対比してみると、これは養殖業でありますけれども、六十三年を一〇〇とした場合に、

平成二年は一四一と伸びているわけです。

つまり、沿岸と養殖の両方合わせた漁業は、他

はないと思うわけです。そういう意味で、私は今

伸びているというのが岩手の実態なわけです。こ

れは、これから審議する水産四法の背景と無縁で

はないと思うわけです。

そういう意味で、私は今

後海面漁業の重点は沿岸漁業、養殖へと重点が

移つていくというふうに考えるのですが、いかが

ですか。

お願ひします。

○川合政府委員 海面漁業の生産量、今御指摘の

ように三年連続して減少しております。平成三年

でござりますと、九百七十七万トンということ

でござります。

金額で申しますと、二兆五千五百億

でござります。

端的に申しまし

て、やはり遠洋から撤退し、沿岸に戻ってきたと

いうような状況でござります。

この間にありまし

て、沖合漁業につきましては、イワシ、マイワシ

でございますが、減少がございまして、これの落

ち込みがあるというものが大略の状況でございま

す。

○川合政府委員 二百海里体制の定着あるいは公海におきます規制の強化というような観点から申しますと、やはり我が国の周辺水域におきます高度利用ということが御指摘のように非常に大事になつてくると思います。從来の沿岸漁業といふような範囲で考えられるだけではないと思いますが、もう少し広がつた形での沿岸漁業、それからこれもなおいろいろな形で多様化していく養殖業といふものが御指摘のようにかなりのウエートを占めてくるというふうに私ども考えております。

○沢藤委員 さつきの数字に若干つけ加えます

が、これは岩手の数字ですが、遠洋、沖合がこの三カ年で二〇ないし四〇%生産量が落ち込んでいます。

○沢藤委員 同じく遠洋、沖合が、生産額の方を見ますと

二五%落ち込んでいる。こういった中での沿岸・養殖漁業の伸びということになりますから、これはどうでしょうね、海面漁業の後退、縮小というふうにとらえてしまうか、あるいは一つの方向転換の時期を迎えて、マイナスだけではないぞ、沿岸漁業、養殖漁業に重点を移すことによって海の漁業の展望を開く可能性は出てきているというふうに、むしろ積極面で考えたらどうかという気持ちを持つておられるのです。例えば遠洋あるいは沖合の場合も、投資額、金を注ぎ込む、この場合は船を大きくするとか速くするとか設備を更新するとか、割合に投資が大きい。ところが、沿岸、養殖となりますと、その投資の額はずつと少なくなることがあります。ですから、そういった面でのドラマティカルな問題が、やはり新しい漁場を開発するとかあるいは相手と共にうまくやつてではなくて、やはりこれは経済的に考えた場合に一つのプラス面であるというふうに考えたらどうか。

もう一つは、後で触れますけれども、いわゆる担い手の問題。これは遠洋、沖合では今の若い人たちなかなか行きたがらない。それが管理型漁業ということに移つてしまりますと、勤務条件、労働条件がかなり整備される可能性がぐつとふえてくるわけです。こういうプラス面があるんじや

ないか。

それから、遠洋、大規模な漁獲から地域経済と

いう地域漁業に移つてくるわけですから、地域を潤す経済効果ということからすれば大きな大手の船で遠洋で稼いでくるよりは、地域に落ちる金

の方方がむしろ多くなる可能性があるのではないか

という、三つほどの面からいつても、遠洋、沖合が後退している、それは悲観材料ではあるけれども、しかし今申し上げたようなメリット、有利な

面も考えることができると思うのですね。むしろ、それを生かしながら積極的に海面漁業、特に

沿岸・養殖漁業に立ち向かっていくという気迫、大臣、お願ひします。

○田名部国務大臣 おっしゃるとおりだと私も考えておりまして、これから重要な方針としてつくり育てる漁業あるいは資源管理型の漁業といふものを積極的に進めていかなければならぬ

日本は海に囲まれて立派な資源というものを持つてゐるわけですから、これを最大限に活用する

ということは非常に大事なことだと思います。

ただ一方、たんぱく資源の確保という面からい

ますと四割、国民に必要な量があるわけでありまして、これを全部この養殖と沿岸で賄えるかと

いうと、残念ながらまだ遠洋に依存する部分がある

いは一部輸入に依存していかなければならぬ部分

といふものはあるわけですから、方向としてはそ

ういう方向であります。しかし、新しい漁場を開発するとかあるいは相手と共にうまくやつていくとか、いろいろな方途というものを考えていかなければならぬというふうに考えております。

したがいまして、今委員お話しのように岩手県

も、青森県では若干違いますけれども、管理をうまくやつておられる組合、そういうところは成績が非常によくなっています。あるいは養殖としてもその

ところはやはり資源が枯渇する。お隣の県でありますから実態はよくわかつておりますけれども、私

が

い

う

状

況

の

中

で

水

産

政

策

は

今

後

の

よ

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

り

い

う

な

取

の共通化というのでしようか、あるいは広域化といふことについてであります。

一つは、まず最初に定着性の動物についてでありますけれども、アワビが例になると 思います。が、こういったものにつきましての採捕期間が県あるいは海域によってかなりまちだだという実態があります。それはそれなりの理由があるかも知れませんけれども、例えば東北地区の例を見ますと、採捕禁止期間の最も長く、一生懸命まじめにやつておるのは岩手県でございまして、八ヶ月設定しております。ところが隣接する地域、大臣の青森の場合は三ヶ月から二ヶ月、宮城の場合は三ヶ月というふうに採捕禁止期間というものの差がかなり大きい。動かないからいいんじゃないかといつても、それはやはり、同じ資源管理というものの基本理念を共通のものにするためには、できるだけ均質化、均等化するのが望ましいだらう。そして、採捕禁止期間がまちまちなことによつて漁民の意識とかあるいは密漁団の馳梁ばつことを許すとか、そういう密漁の下地にもなりかねないという気がするのです。

そこで、数年前からアワビ密漁防止のために水産庁、警察庁、あるいは海上保安庁一体となつて取り組んでいた。警察庁から取締官も派遣していただき。共通の防止網、監視網もできつたある。このことによつてアワビの密漁が激減しました。これは感謝申し上げたいと思いまして、漁業関係者も県当局もはつきり認めています。これは感謝申し上げたいと思いまして、漁民の所得がた落ちになつたというのでは意味がないわけですから、そうしますと、管理型漁業への移行によつて所得水準を維持し、上げるために、やはり対象漁場に対する一定の専管体制といいますか、ここは我々として一生懸命頑張つているんだぞ、したがつて、今申し上げたようない定着性動物等には、特に他からの侵入といつております。これは感謝申し上げたいと思いまして、漁業への移行の障害になると私は思うのですが、どうでしょうか。

○沢藤委員 困難性もあるだろうし地域性もあるということは理解できます。管理型漁業を進めるということになりますと、しかも管理型漁業を進められて漁民の所得がた落ちになつたというのでは意味がないわけですから、そうしますと、管理型漁業への移行によつて所得水準を維持し、上げるために、やはり対象漁場に対する一定の専管体制といいますか、ここは我々として一生懸命頑張つているんだぞ、したがつて、今申し上げたようない定着性動物等には、特に他からの侵入といつております。これは感謝申し上げたいと思いまして、漁業への移行の障害になると私は思うのですが、どうでしょうか。

○川合政府委員 今、定着資源と申しますか、アワビのようなものについてのお話がございました。確かに先生のおっしゃるように、こうした問題につきましても隣接県で同じ期限をつくることは、それで非常に望ましいことだと思いました。ただ、地域によりまして、こういう定着性のいわゆるいそ物につきましては、それなりの長い慣行なり歴史を持っておりまして、その地域においてます一つの約束事から出でてきおりますので、

それを直ちに隣接地域と同じにするというのではありませんけれども、例えは東北地区の例を見ますと、採捕禁止期間の最も長く、一生懸命まじめにやつておるのは岩手県でございまして、八ヶ月と申しますと、これは同じ県内でも問題があるうふうに組み合わせてやつてあるかというようなことも影響してくる問題でございますので、いそ物につきまして隣接県すべて統一、あるいはもつと申しますと、これは同じ県内でも問題があるうかと思つております。

したがいまして、その資源管理型漁業の組み立て方、例えば、そのいそ物とほかの漁法をどうい

うふうに組み合わせてやつてあるかというような

ことかと思ひます。それを直ちに統一といふのはなかなか難しいのではないか。まずそれ以前に、それ

の単位で管理型漁業と申しますか、それを定

着させることがまず今日求められている第一歩で

はないかというふうに私ども思つております。

（委員長退席、金子（徳）委員長代理着席）

○沢藤委員 困難性もあるだろうし地域性もある

ということは理解できます。管理型漁業を進める

ということになりますと、しかも管理型漁業を進

めて漁民の所得がた落ちになつたというのでは

意味がないわけですから、そうしますと、管理型

漁業への移行によつて所得水準を維持し、上げる

ためには、やはり対象漁場に対する一定の専管体

制といいますか、ここは我々として一生懸命頑張

つっているんだぞ、したがつて、今申し上げたよ

うな定着性動物等には、特に他からの侵入といつ

ております。これは感謝申し上げたいと思いま

すが、はつきり言えば密漁、これはいわゆる資源

管理型漁業への移行のちょうど反対といいます

か、敵対するものだと思うので、今後ともアワビ

の密漁対策を中心とする対策については、関係各

機関と協力をして進めさせていただきたい、感謝を申

し上げながら要望を申し上げておきたいと思いま

す。

さてその次は、栽培型魚種というのでしょうか、回遊するサケとかヒラメ、こういったものに對する漁期であるとかあるいは漁船の規模、大きさであるとか操業条件とか、そういうものが県によつて異なるためにトラブルが発生している例

これは私が申しますまでもないことでござりますけれども、日本の近海と申しますか、周辺の海はある意味ではすぎ時間が全くないほどいろいろな形で線引きがなされております。これは長い歴史があり、紛争の結果、両者の話し合いあるいは裁定などによりましてできてきたものでござります。これは今日でも各所で紛争あるいは調停といふこ

がある。資源管理の困難の原因ともなつてゐるわけですね。片つ方はこうだ、片つ方はまるつきりした歴史的な背景の中での資源管理型漁業といふことがあります。若干、それがこうしたい物とうかと思つております。

申しますか、定着性の強い水産物の特徴ではないかと思つております。

したがいまして、その資源管理型漁業の組み立

て方、例えば、そのいそ物とほかの漁法をどうい

うふうに組み合わせてやつてあるかというような

ことかと思ひます。それを直ちに統一といふのはなかなか難しいのではなかつかと思つております。

したがいまして、その資源管理型漁業の組み立

て方、例えば、そのいそ物とほかの漁法をどうい

うふうに組み合わせてやつてあるかといふのが

違うということになるると、海における資源管理と

いうことからすればやはり望ましくないわけで

す。これに対する対策はどうかというのが質問に

なるわけですが、若干例を挙げてみたいと思いま

す。

岩手、宮城、福島を比べてみた場合、固定式刺

し網に關しては、岩手は知事許可、いわゆる規制

されております。宮城は自由であります。福島は

規制があります。底びき網については、岩手では

許可しております。底びき網について、岩手では

許可しておりません。魚資源というものを配慮し

てということになるのでしょうか。ところが宮城

は自由、福島も認めている。流し網、岩手規制、

宮城自由、福島規制。かご漁、岩手規制、宮城自

由、福島規制といふふうな、幾つか挙げたことで

特徴的におわかりだと思いますが、隣接県で今申

し上げたように差が出てきておる。これは資源管

理型漁業への移行の障害になると私は思うのです

が、どうでしょうか。

（金子（徳）委員長代理退席、委員長着席）

○川合政府委員 資源管理型漁業を進める上で幾つかの問題があるわけですが、隣接県で今申

し上げたように差が出てきておる。これは資源管

理型漁業への移行の障害になると私は思うのです

が、どうでしょうか。

（金子（徳）委員長代理退席、委員長着席）

○沢藤委員 先ほど辻委員からも指摘されました

ように、海洋水産資源開発促進法における管理協

定の締結、第十二条の二、それから同じく認定、

十二条の三、こうしたもののが広く隣接地域に拡大

していくと締結されるということが望ましいわけ

です。今回の提案になつております水産業協同組

合法の一部改正の中には管理規程制度を導入する

という方向が出されております。それは一つの区

域内のこと、さつきお話をありましたね。一つの

区域、それから他の区域を含めてといふこの違

い、そうしたものが約束事を強めれば強めるほど

関連が深くなつてくると思っております。と同時に、移動性の浮き魚類につきましての規制のあり

方といふものが問題になつてしまりますし、それ

から先生がおっしゃる県境あるいはそれぞの漁

業種類、漁法ごとの線引きと申しますか、それの

あり方といふものが影響を持つてくると思つてお

ります。

これは私が申しますまでもないことでござります

けれども、日本の近海と申しますか、周辺の海は

ある意味ではすぎ時間が全くないほどいろいろな形

で線引きがなされております。これは長い歴史が

あり、紛争の結果、両者の話し合いあるいは裁定

などによりましてできてきたものでござります。

これは今日でも各所で紛争あるいは調停といふこ

とが繰り返されているわけでございますが、そ

うした歴史的な背景の中での資源管理型漁業とい

うのをどういかなければならぬ問題だと思つて

おります。ただ、それは歴史的な背景のもとで

当事者間が知恵を出し合つて解決していくべき問

題、これが第一歩だと思っておりますので、そ

ういう問題が確かにあります。地域地域でまづお

話し合いの中からその解決策を見出していただ

ております。ただ、それは歴史的な背景のもとで

当事者が知恵を出し合つて解決していくべき問

題、これが第一歩だと思っておりますので、そ

ういう問題が確かにあります。地域地域でまづお

話し合いの中からその解決策を見出していただ

ております。ただ、それは歴史的な背景のもとで

当事者間が知恵を出し合つて解決していくべき問

題、これが第一歩だと思っておりますので、そ

ういう問題が確かにあります。地域地域でまづお

話し合いの中からその解決策を見出していただ

ております。ただ、それは歴史的な

ンがすっかり食い違つておしまして、その間における海域では、同じ海域でありながら一方ではある漁法が禁止されている、一方の漁民は堂々と同じ海域で操業しているという状況がある中では、資源管理型の漁業に移行するのだ、重点的にやつていくのだということに水を差しかねない。そういう意味では、私は今長官が、当事者同士だけは基本ですから、これは当然でしょう。しかし、少なくとも水産行政として資源管理型漁業の大切さということを打ち出しているわけですから、それを裏打ちする姿勢、取り組みということを私は要求されると思うのです。

そういう意味で、前回の分科会におけるやりとりの続きということになるわけですねけれども、あのときにも申し上げましたが、岩手と隣接県との間の操業区域あるいは漁法の問題等については、青森県との間には昭和二十六年三月三十日に円満に協定が結ばれている。ところが、昭和二十七年から宮城県との間の関係はぎくしゃくしております。さらにさかのぼって、昭和二十七年までさかのばれば四十年、五十年という長い間両県は協議が成立していない、こういう異常な事態が続いているわけであります。

そこで、この前質問申し上げたときに、最終的には長官は、「なかなか結果的に合意に至らない」ということもあり得るわけでござります。そうした場合には、当然のことながら、我々もその調整に乗り出すということが必要であろう」云々と答えておられます。これはまあそのとおりやつていただくなのですが、さて、あれ以降の一つの動きが出てきたわけです。

これは岩手あるいはあの地域の各新聞が取り上げたわけですけれども、ここに持つてまいりましたのは、地元の岩手日報紙であります。これは三月二十三日付であります。この記事の中に、その前の日の二十二日に工藤岩手県知事が記者会

見の席上でこういう発言をしております。「必要

とあれば宮城県知事と相談することもあり得る」と述べ、ことしの秋サケ漁を前に、両県漁民のトラブルが起きないようトップ交渉する用意のあることを明らかにした。」といふうな公式の記者会見をしているわけです。つまり、動きが出てきたということがあります。

ですから宮城もという期待もあるわけですが、私も、事の性質上、岩手の一方的な立場というとだけじやいけないだろうと思つて、宮城のいろいろな方とも意見交換をしました。やはりこれは何とか早くしなければならない問題だ、しかし、意見は一致しているんですよ。

ただ、当事者同士、第一線だけで今までかなり火花を散らしてきた歴史がありますから、なかなかほぐれない。そういう意味では、工藤知事がそういう意思表明をしたということは、私は大きな前進だと思います。本間知事もあのとおり大変人柄圓満な方でござりますから、私は可能だと思います。

とにかく、この間の間違つたところに伴つて、昭和四十六年に協議が再開されたのですけれども、いまだもつて協定に達していない。したがつて、協議再開の四十六年から二十年もたつている。さらにさかのぼつて、昭和二十七年までさかのばれば四十年、五十年という長い間両県は協議が成立していない、こういう異常な事態が続いているわけであります。

そこで、この前質問申し上げたときに、最終的には長官は、「なかなか結果的に合意に至らない」ということもあり得るわけでござります。そうした場合には、当然のことながら、我々もその調整に乗り出すということが必要であろう」云々と答えておられます。これはまあそのとおりやつていただくなのですが、さて、あれ以降の一つの動きが出てきたわけです。

これは岩手あるいはあの地域の各新聞が取り上げたわけですけれども、ここに持つてまいりましたのは、地元の岩手日報紙であります。これは三月二十三日付であります。この記事の中に、その前の日の二十二日に工藤岩手県知事が記者会

努力というものは必要なんだうと思うのです。

やはりおつしやるとおり、漁民同士で幾らやれと言つたって、やはり損することにはなかなか乗りたくないという気持ちがあるし、そういうことで、できれば私たちも何とか、知事さんも、私もよく存じておる方でありますから、何かいい解決方法というものを説得してもらうなり、そういう形で決めたことにみんな従おうということにするのか、ちょっといろいろやつてみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○沢藤委員 同じ東北人という甘えで申し上げるんじゃありませんが、やはり大きく言って、資源管理型漁業を目指しているという大きな流れの中で、先ほど指摘したようないろいろな格差がある。漁民感情にも影響しかねない。そして、平等なというのでしょうか、一生懸命やつてゐる漁民同士が不公平感なく漁業にいそしめる、そういう状況、環境をつくつてやるというのが、大臣含められた私たちの責務であろうと思いますので、ひとつ長官とともに、この問題については御理解と御配慮、御努力を賜りたいということをお願いしておきたいと思います。

次は、沿岸・養殖漁業に重点を移しつつあるといふこの海面漁業の今後の課題として、一つは管理型漁業ということに触れてまいりました。次に、いわゆる担い手養成という問題と密接に関係のある教育機関と地域の漁業との関係、あるいは大学等の研究機関と地域の漁業振興との関係、この問題に私は少し触れてみたいと思うわけであります。

私は高等学校教師の経験のある者ですから、この問題について考へる場合には、水産高校の先生方とか、あるいは生徒さんたちとの意見交換、いは一任してもらわぬと、どう決めても決めたことを從わないということで、知事同士の話し合いがつかない、といいますか、漁協同士の話し合いがつかない、たたかわぬことでは事はおさまりませんのだから、そこでもなおなかなか一致点を見出せない、ひとつ水産庁に一任するからきちっと両方の意見を聞いて決めてほしいという、何かそういう

文部省、おいでになつていて下さいますでしょうか。

水産高校における教育目標、それに応じたカリキュラム、授業時数の配分あるいは教職員定数の配置、施設設備というものは、遠洋、沖合をイメージしてきた今までの水産教育と、これから沿岸、養殖に重点を置こうとする水産高校教育とは、当然違つてきていると思うのです。この点について、いわゆる産業教育、その中の水産教育といふ点で、今申し上げたようなことについての文部行政の対応ということをお願いします。

○寺脇説明員 お答え申し上げます。
先生御指摘のとおり、水産高校というのは、未だ長会談でも結構ですが、いざれにしてもこの問題を早期に解決してほしい。このことについて大臣、基本的なお考えを一言お願いしたい。

○田名部国務大臣 かねてからその問題、承知いたしておりますが、基本的にやはり両漁民同士との間でござりますが、基本的にやはり両漁民同士との間でござりますが、このことにつきましては、水産高校の教育の内容、施設設備、その他のことにつきましても配慮してまいらなければならぬというふうに考えておる次第でございます。ちなみに、すべての基本になりますのは学習指導要領であるわけでござりますけれども、学習指導要領の水産科の教科の目標というのがございまして、「水産の各分野における生産に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、水産業の意義や役割を理解させるとともに、水産業の発展を図る能力と態度を育てる。」というのが高等学校における水産教育の基本であるわけでござりますが、これの解説書というのがございまして、その目標はどういうことを意図していくのかというの問題につきましては、「今後の我が國の漁業は、世界的に最も高い生産力を有する周辺水域を見直して再開発を図り、増養殖の技術を駆使する栽培漁業の振興と国際協調を前提とした遠洋漁業の新たな展開等を推進していく必要がある。」という指導要領に従いまして現在教育を進め、それに沿つて教職員定数、施設設備に対しても配慮いたして

係について御配慮賜りたいという要望を含めた質問をしたいと思うのです。

岩手の例を申し上げますと、岩手大学というは内陸部、盛岡にあるわけで、しかも工学部と言えば水産と関係ないような感じでできたのですけれども、今回、岩手大学の工学部の建設環境工学科では、漁業に与える構造物の影響という、魚礁とかその他ですね、これに関する調査に入ったわけですが、漁協と共にして。これは私は大学、教育研究機関としては大変いいことだと思う。この方向を各大学にも進めていただきたいという要望があります。

私立の大学にもあわせてお願ひしたい。岩手の有名な三陸漁場のすぐそばに三陸町というところに、町としては珍しいのですが、北里大学の水産学部があります。ここでもロブスターの養殖とかいろいろ地域課題に取り組んでおりますけれども、こういった地域との関係、こういったことを密接にしていただきたいということをお願いしたいわけです。どうでしようか。一言で結構です。

○本間説明員　先生御案内のとおり、大学でござりますけれども、学術研究の推進というのが一つの使命でございまし、あるいは高度の職業人技術者、研究者の養成ということがもう一方の柱でございます。この二つの教育、研究という役割を並びまして、地域社会に積極的に貢献をしていくと、うことが大学に求められているわけでございま

文部省といたしましては、こうした大学の持つております三つの使命というような観点から、井同研究あるいは受託研究というような形を通して産官学の連携協力を図る、あるいは大学の教育、研究の成果を積極的に地域に提供していくこと、いうような観点から公開講座を行っていくといふような施策を進めてきております。

て、これは前年度、平成二年度が八百六十九件といふことでござりますから、大変数がふえているわけでござりますし、あるいは委託を受けまして研究を行います受託研究、これが平成三年度二千百二十一件、それから公開講座でござりますが、七百五十一講座ということをございまして、いずれも近年急速にふえているわけでござります。

先生今例を挙げられましたような漁業関係でござりますけれども、共同研究で申し上げますと、東北大學の工學部が宮城県の志津川町といふところと志津川湾養殖漁場における自家汚染とその改善ということをテーマにいたしました共同研究を行つておりますし、あるいは広島大學に生物生産学部というのがござりますけれども、ここではなほ島県と共同でカキ貝柱筋制御技術開発というような共同研究を行つております。受託研究で申し上げますと、北大の水産学部でございますが、青森県の西北地方漁港事務所から委託を受けまして、市浦地区増殖場でのヒラメ稚魚飼育場の水理環境条件に関する受託研究を行つております。

文部省といたしましては、今後とも、大学が本來的に持つております教育、研究あるいは地域社会への貢献というような使命にかんがみまして、社会の各方面におきます多様な期待あるいは「一貫性」というものにこたえられるよう積極的に大学を取り組みを促していくべきだ、かように考えております。

○沢藤委員 時間が迫っておりますので、二つまとめて長官にお伺いしたいと思います。

今お聞きのとおりでござります。漁協単位で実験室を持つているところとかいろいろな実習場を持つているところもありますけれども、その程度といいますか、内容はかなりまちまちでござります。したがつて、漁業の盛んなところには今申し上げた水産高等学校なりあるいは大学なりといふ研究機関、教育機関があるわけですから、例ええば水産高校の実験室を開放して漁協の方と一緒に実験をするというふうなことも可能なわけですね。

そういう意味で、水産に関する研究等につきましては、文部省あるいは他の省庁との連携を深めることで、そういう施設の共同利用、共同化というふうなことに努めていただきたいということが一つ。

一つ目は、さつきちょっとと言ひ忘れましたが、いわゆる扱い手確保という面からいいますと労働条件を整備するといふことが極めて大切なわけですね。私は、いつも申し上げたかもしませんが、水産高校の生徒たちと座談会というか話し合いを

してまいりました。結局、後継者たるとしている子供たちの希望は、やはり陸のサラリーマンと同じような勤務条件に近づけてほしい。勤務時間が決まっている、休日もある、新婚家庭なのに連続で何ヵ月も会えない、というようなことのないよ

うなということになりますと、やはり養殖あるいは沿岸漁業というのがそれに非常にマッチした漁業ということになるわけです。したがつて、沿岸漁業、養殖漁業を産業として振興するということに留めかこ、意識的に狙い手の確保といふことによれば、

意されまして、そうした労働条件、勤務条件といつたものを整備するということに大きな目標を掲げてやっていただきたい。陸の勤務者と同じような勤務条件に近づけるという努力をしていただきます。このことを二つお願いします。

○川合政府委員 地域の漁業者と大学、高校などの教育機関との連携と申しますか、の問題でござりますけれども、私どもは非常に大事なことだとお思つております。今の漁業、あるいは先ほどからお出しになつた吉田君系などいろいろ

も、かなり高度な技術とかが必要になつてきていて、それでございまして、本来、水産学校あるいはその近隣にあります大学と漁業関係者というのには、人的なつながりは結構あるのだろうと思つております。そして是實によつて、いろいろお詫びづけること

それが実質出たことを少し開て紹介しておきたい。すなはち、今後非常に大事だと思っておりますの
で、今いろいろ先生のお話を聞きいたしまして、私どももそうした形で文部省との連携を強め
まして、地域でのいろいろな、これはいろいろな

接触の仕方があろうかと思ひますが、進めていき
二二思つて三三リミー。

それから、労働条件の問題は、すべて資源管理型が万能というわけではなくございませんけれども、この中で一番大事なのは、やはりいろいろな約束事をしながらかえつてそれを漁業経営のメリットにつなげていくということをございますので、当然のことながら、定期の休漁日を設定するというのは、この資源管理型の中での非常に大きな一つの条件といいますか、環境整備にもなることでございますので、非常にすぐれたグループあるいは資源管理型を取り入れているところではそういう形を既にとっていますので、そういうことを普及していくということもこの問題への一つの糸口ではないかと思つております。

○沢藤委員 最後に、水産加工について一言触れたいのですが、その前に文部省、一言お願ひしておきますが、大学への推薦入学制度、この中で水産高校から大学の水産学部その他の学部に推薦入学制度の道を広げていただきたいということをお願いしたいと思います。どうぞ、今後の課題として取り組んでいただきたいということを強く希望申し上げておきたいと思います。

水産加工については、もう時間がありませんので、全般的にお聞きしたいと思います。

農業における農産加工と同じように、第一次産業と言われている産業が生産に重点を置いているけれども、それに対する付加価値を高める、そして農民なり漁民なりの収入を上げるということについては、必ずしも今の農業、漁業は十分じゃないと思っているのです。したがつて、大手の、大がかりな加工施設、加工工場ということもあるいは雇用の場の確保という点では歓迎される面もあると思いますが、やはり地域に収益が還元され、あるいは地域の人たちの雇用の場を確保するという意味では、できるだけ地場の加工業というものを盛んにしていただきたい、このことを要望しておきたいと思うのです。そのためには、技術もあります、先ほど申し上げた研究のこととも

あります。そしてまた、一つの芽生えとしては、加工研究グループが各地に出てきておりまして、岩手県の場合は協議会もつくろうという動きが出ております。そうした動きを手助けしてほしいことがあります。

それから、やはり加工ということは経営の面が非常に強いのですから、異業種、異なる業種との交流、あるいは四法の中に含まれておりますけれども、そういう異業種の方の参加、加入ということも配慮してしかるべきだらうと思うので、水産加工業における今申し上げたようなことを含めて将来の展望なり、あるいは力点ということについて、一言お願ひしたいと思います。

○川合政府委員 私は、水産と水産加工業との関係というのは、農産物における今までの関係よりも從来からもある意味では密接、地域的に密接なところがあつたかと思ひます。ただ、原料供給という面で状況が非常に変わってきておりまして、一部は輸入に仰がなければいけないというような状況ができておりますので、それにもう少し対応していくかということが非常に大事なことだと思っております。

それからもう一つは、消費の形態が変わつてきていますので、そうした消費の変化、消費者の変化に対しましてどういうふうに的確に対応していくかということが非常に大事なことだと思っております。

それと、これは御承知の点でございますが、水産加工業自体は非常に零細でございますので、そうした時代の動きに十分ついていけないという面がござります。そういう意味では、私どもが一つの大きな政策目標としておりますのは組織化あるいは共同化ということでございまして、各種の施策といふもの、これは私どもの施策だけではなくて、中小企業全体の施策もそうした方向に向いているわけでございますので、そうした形での展開ということが今後の政策方向ではないかと思つております。

題に関する要望を申し上げておきたいのです。やはり農産加工についても同じですが、コンスタントに原材料が確保されて通常操業しないところにはなかなか維持は難しいわけですね。したがつて、規模の小さい、狭い地域での原材料の供給とは意味では広域的な連携、今の輸入の問題も出てくると思いますけれども、できるだけ漁協なりあるいは複数の漁協なりというふうな広域的な体制をつくる、そしてできるだけ年間を通してコンスタントに原材料が供給できるという体制を目指していただきたい、このことが一つです。

それから、創意工夫ということで、新聞に出ましたね、サケの中骨の缶詰。あれは、余りうまいタントに原材料が供給できるという体制を目指していただきたい、このことが一つです。

○川合政府委員 私は、余りうまいサケのさばに高度利用ということで、切り身をとつた後の捨てておいた中骨を加圧して、恐らく一・五気圧くらいに加圧して百二十度でボイルして、そして大変評判のいい缶詰ができた。これは実は宮古水産高校の実習の先生が考え出した。それを漁協が取り入れて、今漁協の一つの何といいますか、管理者になつてその方が出向いていつてやつている。非常にモデルとしてはほほ笑ましいというかすばらしいことだと思うので、こいつたこと等も各地域で工夫されながら進められるよう御指導をお願いしたいということを申し上げて、一言御答弁をいただいて終わりたいと思います。

○川合政府委員 やはり資源の問題は、安定的に供給されるということが非常に大事だと思っておりますので、こういったこと等も各地域で工夫されながら進められるよう御指導をお願いしたいということを申し上げて、一言御答弁をいただいて終わりたいと思います。

○田名部国務大臣 先ほど来お答えしておりますように、こちらの方の体制をきちっと決めておきましょう。水産加工にしても漁業者にしても、どういう事態が発生するのかというのがなかなか的確につかむことができない。まあそういうながらも、水産物の安定供給がありますとか、漁獲物に対する販路の提供あるいは地域における雇用の創出、多様な役割を果たしており、その振興を図るということは、これはもう大事なことだと思っております。

それから、いろいろな形の試みが行われております。今回の延長をお願いしております加工資金法の世界でも、そうした試みに対しても対応できるよう資金を準備していると思つておりますのを実は図つていかなきやならぬ。

特に、最近の国際漁業の情勢の急激な変化に対処するため、緊急措置として、特に企業に対しても農林漁業金融公庫から長期低利の資金を貸し付けることができるようになされたわけではありますけれども、お話しのように、これは一定の時限的な政策として機動的に対応する方がいいのではないか。固定しておいても、冒頭申し上げたように、恒久的制度というのは検討できないわけではありませんが、それが本当に実態にマッチしていくかどうかということになると私どももいささか自信がないわけですが、やはりその都度その都度、国際あるいは国内問題に対処しながら機動的にやってあげた方が、漁民の皆さん安心するであろうといふように実は考えておるわけあります。

○遠藤(晉)委員 非常に時代が厳しく変化するという状況からして、もつと恒久的に、抜本的に法制度というものを検討すべきではないかというふうにいろいろな方の御意見も提起されている昨今であります。今回、向こう五カ年間の間で抜本的な、恒久的な法制度というものをやはり検討していく必要があるのではないか、こういふふうに思ひます。当局はどのようなお考えに立つていらっしゃいますが、お聞かせをいただきたい。

○遠藤(晉)委員 非常に時代が厳しく変化するという状況の中で、大変な課題も存在するわけでありますけれども、やはり基本的に中長期的に、それは漁業振興法とも関連をすると思いますが、やはり抜本的な、恒久的な制度というのも追求をしていくといふことが大事じゃないか。十分な御検討を要請いたしたい。

それから、先ほども話があつたのですが、ことしから公海流し網漁業というのが停止されたわけです。そんなことで、原料の確保あるいは原料の転換などについて、これは十分な配慮が必要とする事態を迎えたということになるのではないかと思いますが、その辺の対応についてはどのようにお考えになりますか、お聞かせをいただきたい。

○川合政府委員 お話をございましたように、末で公海イカ流し網漁業が国連決議に基づきました。そういう意味では、アカイカの供給がとまることがありますか、お聞かせをいただきたい。

この点につきましては、私どもは、今までやつてまいりましたイカ流し網漁業のほかに、釣り漁業によってこのアカイカを捕獲することができないかということをさらに開発調査を進めていきました。そういふことですが、現実には従来ほどの供給は無理なわけだと思います。

ただ、イカ類につきましては、現在在庫をかなり抱えておりまして、また昨年末におきましては、近海のスルメイカが非常にとれまして、実は地域によってはこの処理に苦慮しているというふうな状況もございます。そんなことで、当面イカの加工品に対する供給原料としては不足を来すという事態にはないと思っております。

ただ、先行きのこともございますので、今回の法律改正に先立ちまして、予算措置ではございませんけれども、一号資金の利用促進施設資金の中で、従来はドスイカという比較的使われていないイカだけを対象にしていたものをイカ全般に広げまして、この点についての対策をいたしているわけでございます。

また、実は、アメリカオオアカイカというイカがありますが、これは若干異臭といいますか、においがあるようなイカでございますが、これのそうしたにおいの除去技術の実用化というようなことを手がけておりまして、こうした面から原料対策に対応してまいりたいと思っております。

○遠藤(登)委員 それから、二百海里水域の設定など、やはり漁場が大幅に狭まつたわけです。漁獲の環境が変化したという状況もありますが、水産物の加工品あるいは原料魚というものの輸入が年々相当な伸びの状況にあるのですが、その辺の動向ですね。それから、海外にいわば相当企業が立地をされている、あるいは生産を委託されているというような状況などについてもお聞かせをいただきたい。

○川合政府委員 水産物の輸入につきましては、年々増加傾向にございましたが、平成四年度は、増加はいたしましたがその増加率がやや鈍化してきているという傾向にあります。加工品につきましては、やはりこれも増加傾向にありますが、これはかなり物によつてその伸び率が変わっております。しかしながら、かなり伸びていることは事実でございます。

またもう一つ、今御指摘の海外への水産加工分野の立地の問題でございますが、これは、一つは

水産加工分野が比較的零細ということがございまして、それが一つの理由かと思いますが、海外へ立地というのは今のところ余り大きくはございません。私どもの調べた資料では〇・八%というような数字でございますが、今後こうした希望を持つているところが若干ございます。

ただ、最近のいろいろな状況から、必ずしも進展はしていないと思いますが、やはりそういう面から考えましても、国内におきます水産加工業に對します原料の安定供給ということが非常に大事だと思つております。一部輸入の原料に依存せざるを得ない面も当然ございますけれども、国内産の低利用のもの、その他円滑に利用できるような形をやはり対応としてとつていかなければいけないというふうに思つております。

○遠藤(晉)委員 それから、それぞれの本法における制度資金ですね、この条件の緩和とかあるいは手続き上の簡素化というものが強く求められてきているのであります。今回の一歩改正の分野を含めて、あるいは政令等における改善措置などを聞いてどのよな対応が図られているかといふことについてお聞かせをいただきたい。

○川合政府委員 今回の改正と軌を一にいたしまして、先ほど来若干触れましたけれども、対象となる業種の拡大あるいは対象地域の拡大などを図つてまいります。それと同時に、お触れいただきたいとして、先ほど来若干触れましたけれども、対象と適用の分野を広げるというよなことを行おうといたしているところでございます。

また手続につきましては、何分にもこうした制度金額ですので、一定の資料は添付していただきことが必要なわけでござりますけれども、やはり何よりもこうした手續につきましては事前によく周知徹底を図ることが必要であると思ひますので、改正、法律を延長していただいたことを契機に、こうした資金の内容その他につきまして、手続も含めましてPRを十分いたしたいと思ってい

るところでございます。

○遠藤(晉)委員 いずれにしましても中小零細企業群が非常に多い、しかも環境が大変な状況にあるという状況に立つて、規制の緩和とか簡素化などについては十分な対応を求めていきたいというふうに思う次第であります。

次に、来る三十日にニュージー産のリングの解禁問題で公聴会が開かれるということに関連して質問をさせていただきたいというふうに思いますが、

そこで、この点については今まで我々公聴会を何回か開かせていただいております。例えば、いろいろ問題のございました米国産サクランボの輸入解禁に当たりましては十二日間、あるいは豪州産のレモンの輸入解禁に当たりましては十四日、大体その程度の日数を今まで考へておられます。したがつて、余りにも唐突な話ではないか、それからわば問答無用的な公聴会の開催ではないか、植物防疫法に規定されている民主的な運営とは逆行する内容ではないかという指摘がされてゐるのであります。

これは大臣の出身地は大產地であります。生産農家は今大変な疑問を持ちながらこれらの事の行方を見守つておられるというような状況なのであります。特に心配をされるコドリンガ、あるいは大変な病菌であります火傷病、これらの完全な防除体制がなされたということのようでありますけれども、完全防除の体制が確認された、それは一体どのような調査を踏まえて、あるいはどのような検証などのよな確認がなされておられるのかといふことについてお聞かせをいただきたい。

○高橋(政)政府委員 お答え申し上げます。まず第一点は、どうも公聴会の開き方が民主的ではないんじゃないかというお話だつたと思いま

す。この点に関しましては、御存じのように植物防疫法で、輸入解禁をする場合には公聴会を設けてやりなさい、これは今先生お話しのように、民主的な手続をとることでそういう制度が設けられておるわけでございます。

それで、その公聴会を開催しようとする場合に、現在植物防疫法施行規則によりまして、少なくともその十日前までに、場所あるいは意見を聞くところでございます。

そこで、その点につきましては、今までも我々公聴会を開催をするということにしたわけでございます。したがいまして、今回三月十六日に、ただいま先生がおつしやいましたように公示をいたしまして、それで二週間後といいますか十四日後の三月三十日に開催をするということにしたわけでございます。

そこで、この点については今まで我々公聴会を開かせていただいております。例えば、いろいろ問題のございました米国産サクランボの輸入解禁に当たりましては十二日間、あるいは豪州産のレモンの輸入解禁に当たりましては十四日、大体その程度の日数を今まで考へておられます。したがつて、余りにも唐突な話ではないか、それからわば問答無用的な公聴会の開催ではないか、植物防疫法に規定されている民主的な運営とは逆行する内容ではないかという指摘がされてゐるのであります。

これは大臣の出身地は大產地であります。生産農家は今大変な疑問を持ちながらこれらの事の行方を見守つておられるというような状況なのであります。特に心配をされるコドリンガ、あるいは大変な病菌であります火傷病、これらの完全な防除体制がなされたということのようでありますけれども、完全防除の体制が確認された、それは一体どのような調査を踏まえて、あるいはどのような検証などのよな確認がなされておられるのかといふことについてお聞かせをいただきたい。

○高橋(政)政府委員 お答え申し上げます。まず第一点は、どうも公聴会の開き方が民主的ではないんじゃないかというお話だつたと思いま

す。このニュージーランドのリングにつきましては、約六年間にわたりまして、ニュージーランド側もいろいろと技術開発を進め、我が方と検討をしてきました。植物検疫措置といいますが、技術を完成したということなんですが、その内容は、コドリンガにつきましては臭化メチル薰蒸を行いまして、その後低温処理を二十五日以上行う。それから、ニュージーランドの植物検疫当局によりまして、輸出時の検査と、消毒した後でまた虫が入るというようなことがあつてはいけない

いわゆる、汚染の防止措置をきちんとすると
いうものでござります。

それで、日本側といたしましては、こうした二
ユージーランド側のデータあるいは文献を確認い

○遠藤(登)委員 ここに私もいたのであります、この資料、横浜植物防疫所。ただ、話に

し上げましたように、法令上の手続に従いましてしつかりやつたつもりでござります。さらに、今

それから火傷病につきましては、火傷病が発生した園を指定いたしました。さらに、そこでそれましたリンゴにつきましては表面腐敗をうながします。そして、もう一つ

たしますとともに、先ほども申し上げましたように、昨年二回現地に行きましたのであります。そのとおりでありますかどうかということを確認いたしまして、信頼できる方へお尋ねいたしましたら、

よりますと、大産地の青森と長野の試験場に、いろいろデータの要請があつたのでこれを送付したのであります。それで、口頭で主張したことのようであります。

先生方からいろいろお話をございましたように、それだけのことではなくて、やはり生産者の皆さま方にいち早くそういった状況、それから検疫内

きましては表面消毒をいたしまずそれからどうぞに、ニュージーランド植物検疫当局によりまして、コドリンガと同じようく輸出時の検査、それから消毒後の汚染防止措置といったものをとるこということから成つておるわけでございまして、それでこれらのお話をきまして、今までニュージ

○遠藤(登)委員 昨年二回行つたということであ
りますが、どなたが行つたのですか。

○高橋(政)政府委員 やはりこういう方の専門家
に向つて、黄兵自動方便度がござるまして、

産業などはいろいろ説明をした。生産者団体などに説明をしたということでありますけれども、これはいわば病理学とか病虫学の権威者というか指導者というか、そういう科学的なデータになるわけだと思いますが、やはり生産者団体あるいは少くとも生産農家など、あらゆるつづらそしのう

容かどうなつてているかということを知らせておくべきであるということで会議も開きまして、その会議でもどういうような検疫措置をやることにしているかということを詳しく御説明もしてきたわけですが、

一ランド側から數次にわたりましていろいろな実験データを提出されまして、我々それを検討してまいりました。それからさらに、本当にそういうふうなのかどうかということを現地において調査もいたしまして、これは昨年二回行いまして、その結果、我々としては完全な検疫措置であるということを確認いたし、問題がないのではないかと、いうふうに考えておるわけでございます。

○遠藤(登)委員 そのいわば調査結果あるいは実験データあるいは文献などについて、昨年から關係機関に説明をしたという話があるのでですが、特に関係都道府県あるいは主産県の生産者団体、それぞれの機関などについて、どのような説明が行われてきたのか。

なくとも三重県など、あるいはいわゆるそれを有する試験場もあるわけであります。そういうところにきつとこういう調査結果、データを落として一定の科学的な説明もしながら、公聴会なら公聴会を開くというのであれば話がわかる、一定程度理解できる、こういうことになるであります。が、話によりますと、先ほど申し上げましたように青森と長野の試験場から要請があつたからそれだけにデータを配った、そして公聴会を開くとい

それからさらなる 我々としてはやはり生産者との信頼といいますか、そういうものなくしてはいけないですから、生産者方がいろいろな御疑問の点があればいつでもお答えできる、さらにはデータも、こういうようなものはどうかと言わなければそういうものも公開できるというような体制をとつていくべきだというふうに考えて対応したわけです。

その過程でどんなふうな確認の仕方をしてきたかということでございますが、これは至つて専門的な事柄でござりますので、日本とニュージーランドの専門家の間で、先ほど言いました六年間技術的な検討をしてきたのでござりますが、若干具体的に申し上げますと、まず基礎的な試験といったしまして、それぞれ虫でも殺虫のしにくい生育段階というのがあるわけでござりますので、まずその殺虫のしにくい生育段階がいつであるかといふことの確定をしたわけであります。そうしますと、その段階が明らかになりますと、その段階の虫をどういふうにしたらうまく殺虫ができるかということと、まずリンゴの種類で殺虫効果の差があるのかどうかという応用試験をやりまして、そのほか低温でやつたらどんなふう、あるいは臭化メチルでやつたらどんな状況であるかということを確認いたしまして、その後、大規模にコドリンクを実際にリンゴにつけてみまして、試験をやつて、それで一つの技術が確立したわけでござい

○高橋(政)政府委員 調査結果につきましては、生産者の皆さん方に理解を得るという必要があるわけでございますから、主産県、それから生産者団体等に説明をしたわけでございます。

若干具体的に申し上げますと、昨年のまず七月に、今申し上げました県の課長さん方、あるいは農業団体の中央会とか経済連とかいろいろござりますが、そういうような団体の皆さん方にお話をし始めまして、それからさらに詳しくは本年一月に具体的な検疫の措置案について御説明を申し上げたわけでございます。

それでその中で、現地でもいろいろ問題があるのでぜひ詳しくさらにも説明をしてくれというようなんところにつきましては、さらに現地に当省の担当官を派遣いたしまして、詳細な説明を行い、今先生が申されましたニュージーランドとの確認いたいろいろなデータについても、それぞれ御要望があれば対応できるというふうにしたところでござります。

うのについては、納得できないのです。
あすまでに公述人を申し込んでくださいといふこと
でありますから、これはやはり植物防疫法上
にある病虫害の問題が中心になるわけだと思いま
すが、国際法上はですね。問題の火傷病は入つて
いない。それはナシあるいは果樹全体に波及する
という問題があるのであります。したがつて、こ
ういうろくに説明もしないで、資料も送らないで
公聴会を開くなんというのもつてのほかだ、そ
れは民主的な運営に反するのではないかといふや
うに思うのであります。
したがつて、三十日は官報告示されたわけであ
りますから、それはできれば中止をして改めて再
開をするということか、継続して、その間十分こ
ういう資料も提起をして、そして公聴会を開くと
いうのが原則じゃないですか。ぜひそういう方向
の中でお考えいただきたいというふうに思うので
あります。

○高橋(政)政府委員 我々といいたしましては、ま
ず公聴会の手続そのものについては、先ほども申

団体の方では十分なる説明ができないので、ひととつ現地に来てお話をしてもらいたいという御要望もございましたので、ではそれなら参りましょう、それからさらに、データもやはりこれは専門的な事項に關しますので、試験場に置いておきますから何かあつたらそこで御疑問の点を聞いていただくという体制をとったということです。それからまた、長野の方でもやはり同じようなお話をございましたので、我々はそれにいつでも対応できるということで、青森と同様な対応をしたということでおざいまして、我々別に強いて公開しないとか、あるいはそういう体制をとっていないかつたということはなかつたというふうに思つておられます。

○遠藤登委員 これはやはりぜひ関係主産県ぐらいには、リンゴの栽培はほとんど全国的にあるのですよ。全都道府県にその資料はきちっと出して、そして、それぞれの研究機関もあるし、指導機関もあるわけですから、疑問に思つているところについては十分検討していただきて、公

○高橋(政)政府委員 我々といたしましては、ま
ず公聴会の手続そのものについては、先ほども申

機関もあるわけでありますから、疑問に思つていろいろについては十分検討していただいて、公

聴会は継続して開くということにしていただきたい。これは何といつても生産者を初め国民の理解が極めて不可欠な課題だと想うのであります。ぜひともその方向の中で御検討いただきたい、こういうふうに思います。

青森の生産農家では、現地に行つて調査をした、それもそれぞれ大変な騒問を持つて帰つてしまつた。こういうことで心配をされているのであります。ろくな説明もしないで公聴会を開いて、形式的に公聴会を開いて輸入を解禁するというようなことがあります。大変な禍根を残すのではないか。こういうふうに思うのでありますから、大産地の大田としてどういうふうに考えますか。

ですから、そのところはきちつとしているわけです。それから、そこまで来ても問題ないとなると、リンクだけがやれるかということになると、自分の県のものが多いだけに、どうも私としても、よその県のものはどんどん入ったが青森県だけは守つたのではないかということもありますから、まあまあそうおっしゃらずに、一応手続を経て問題ないということなんですから、それをもう認めざるを得ないというのが、今、現状の立場であります。

○遠藤(登)委員 時間もありませんから、やはりその公聴会のあり方というのはまことに非民主的で、納得できないのであります。したがって、これは継続してきちっと結果報告をして、そして改めてやるというような方向の中で御検討いただきたいということを強く要請させていただきます。それから次は、アメリカとかカナダとか、いろいろ話がマスコミにも載っておりますが、生産農家は大変な心配をしているのであります。国内の生産対策も何らとられていない、そういうことも大きな課題なのであります。その点についてはどうですか。

○高橋(政)政府委員 ニュージーランドのほかにアメリカなどがあるのではないかということでございますが、この点につきましては、御存じのように、植防法で輸入が禁止されております生果実等につきましては、相手国において対象病害虫の完全殺菌殺虫技術が開発されまして、我が国への侵人が完全に防止されるという場合にのみ輸入を解禁するということにしておるわけでございます。

アメリカ、カナダにつきましても、それぞれの国と個別に、提出された技術につきましてデーターを評価し、個々に判断した上で行うというものでございまして、ニュージーランドのリンクの解禁が直ちにこれらの国の解禁に結びついていくというわけではございません。それから、国内産対策というようなものを一体

全体どんなことを考えているのかということですが、果樹全般といったしましては非常に国際化の進展が認められるわけでございますので、そういう中でやはり少量多品目化等が進みまして、あるいは高品質化、低コスト化が要求されておるわけでございますから、そういうものに応じた生産体制あるいは流通体制、果樹園の近代化を図つていく必要があるというふうに思つております。

したがいまして、生産性あるいは品質の向上、経営体質強化のための生産対策を講じてきておりますし、あるいは流通、消費宣伝対策、それから加工、価格対策、輸出促進対策など、幅広い対策を講じておるところでございます。

特に国産リンクにつきましては、高品質であるというような有利性を生かした産地体制を整備することが重要であるというふうに思つておりますので、品質面での選果も可能な光センサーつきの選果施設であるとか、あるいは長期間鮮度保持が可能な貯蔵施設の整備、あるいは我が国のリンクについても、輸出促進というようなことも今後は考えていかなければいけないというふうに思つておるところでございます。

○遠藤(登)委員 ぜひ、公聴会の継続審議について強く要請をしたい。

それから、きょうは酪農部会ということでありまして、乳価の諮問が今検討されて、夕方ごろ諸問案をつくるということとのようですが、引き上げの措置が検討されているということを耳にするのであります。きのうから畜産、酪農の問題で大変危機的な状況が提起されている中で、引き下げなどという諮問にならないように、ぜひ大臣の方でも強く御留意をいただきたいということをお話ございましたが、次官にいろいろな角度を要請して終ります。

○平沼委員長 藤原房雄君。

○藤原委員 きょうは水産四法についての質疑といたしますが、果樹全般といったしましては非常に国際化の進展が認められるわけでございますので、そういう中でやはり少量化等が進みまして、あるいは高品質化、低コスト化が要求されておるわけでございますから、そういうものに応じた生産体制あるいは流通体制、果樹園の近代化を図つていく必要があるというふうに思つております。

から申し上げました。大臣も昨日の審議、真剣な審議の様子を参酌いたしまして、ぜひ適切な価格で決定をいただきたい、このことを冒頭に申し上げておきます。

接な関係がござりますし、従来からもその立地なども非常に近い形で行われてきているわけでござります。

何よりも、水産物の安定供給ということが不可欠であるわけでございます。最近の資源状況などを見ますと、国産の供給が必ずしも安定的でないということが一番の問題であるわけでございます。一部輸入がその代替をしているという面もありますが、しかしながら、国内の水産の立場から考えましても、加工業に対しまして安定した供給を続けることが水産業 자체の発展にもつながることでございますので、一つはそうした面での対策を進めていかなければいけないということだらうと思つております。

先ほど来御議論がございました資源管理型の中で一定の付加価値を向上するというような観点からも、やはりこうした加工業への安定した供給、例えばマイワシなどにつきましても、確かに資源は減つておりますけれども、従来はそのうちの大半がえさとか肥料とかに向いてるわけでございまして、食用には必ずしも十分向いていないといふ面もござります。したがいまして、そうした供給先をどういうふうに生産の段階で仕分けして持つていくかというようなことも必要だらうと思つております。

それから、加工業の方から考えますと、零細であるということから、組織化あるいは共同化というようなことをどうやって促進していくかということが一つの政策的な方向として重要であると思つております。

それと同時に、最近の需要の動向にかんがみまして、いかに消費者に受け入れられる製品をつくっていくか、こうした食品が、最近はどちらかといふと少量多品種と申しますか、そういう傾向にもありますので、そうした傾向あるいは需要の方向にどうやつて対応していくかということが大きな課題だらうと思つております。

したがいまして、もちろんこの加工資金法の延長ということだけで対応すべきあるいはできる問題

題でもございませんので、私どもは、そうした各種の施策を総合いたしまして対応していくかなければならないというふうに考えております。
○藤原委員 確かに、漁業は農業と違いまして非常に難しい面がさらにあらうかと思ひます。最近、原魚の安定確保ということが言われておりますけれども、多獲性魚の変動とか公海の撤退、これが非常に大きなファクターになつてゐると思うのであります。そういうことから、近海資源の利用増大ということも言われる一方で、この多獲性魚の変動や公海撤退というのは非常に大きな問題である。このことはよく御存じのことと思うのであります。

過日、釧路へ参りましていろいろ現状をお聞きいたしましたところ、イワシを中心といたします多獲性魚の減少が非常に大きなウエートを占めておりまして、このイワシの減少が、およそ一〇%ほど水揚げが減りますと、全部で二十二工場あるミール工場の中で仕事ができるのはわずか十工場ぐらいかということで、イワシ資源の動向によつてはスケソウダラの加工の残滓、こういうもの等で事業転換が迫られているということや、またスケソウダラの加工場の全従業員は、釧路ではおよそ四千七百人ほど加工場で働いていると言われていますが、その半数ほどはスケソウダラの加工に携わつておるということが言われております。

また、すり身工場等においての原魚の減少、一方ではアメリカからの輸入の増大、製品市況の低迷、こういうことで経営が非常に逼迫しておる、こういう加工業をめぐります諸情勢について釧路の関係者の方がおつしやつておりましたが、確かに多獲性魚、イワシの減少が及ぼす影響というのは非常に大きい。それはまた漁業だけではなくして、水揚げが減になりますと、そういうことから漁船の経営が非常に逼迫をするということや、加工業、トラック運送業または雇用、こういうことで地域経済に及ぼす影響というのは非常に大きい。それに養殖等のえさ等にも大きな影響があります。そういうことからしますと、資源の動向によ

つて加工原料、イワシからサンマへの魚種転換とかまたは事業転換とか、こういったことが迫られる、こんなこと等も現地では大変心配をいたしております。

日本一の水揚げを誇つておりますした釧路市が現在こういう現況にあるということは、水産局も把握しているらしくやることだと思うのであります。が、この辺の現況、魚種転換とかまたは事業転換、これらのことに対しましての水産庁のお考え方や、または今後の対策等についての見解があります。したら、お聞きをしておきたいと思います。

○川合政府委員 御指摘のように、マイワシ資源の減少がここ数年あらわれてきていてるわけでございます。特に昨年は、その減少が北海道あるいは八戸などの北の部分あるいは東の部分に集中的に出てきております。

したがいまして、これによりまして、今お話しのようななミール関係あるいはその他の関係の業種が非常に厳しい操短などを余儀なくされていったわけでございます。こうした資源の変化でございますので、それ自体についてはなかなか打つ手がないわけでございますが、今御指摘のような魚種の転換による対応のほか、やはり事業転換あるいは兼業というようなことが当然考えられるわけでございます。

また、緊急の対策といいたしましては、特定の企業集積の活性化に関する臨時措置法、これは通産省の中小企業庁所管の法律でございますけれども、こうした法律の地域あるいは業種の指定を検討する、あるいは特定の不況業種の関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法がござります。

これについては、一部既に政令で適用業種に指定するというようなことを当面やる必要があるうかと考へておりますけれども、何と申しましても安定供給ということが必要でございますので、水産の立場から、やはりこうした地域におきます加工業についての業種転換を含めた対応というものについて、積極的に現地の御要望あるいは状況等を把握しながら対応していくなければいけ

況について連絡をとっているところでございます。
○藤原委員 象徴的な地域として釧路市のことを探し上げましたが、それぞれ長い歴史の中で加工業を営んでまいりました日本海沿岸また各地のそれが他の地域で、技術を継承してまいりました地域等においても同じことが言えるわけでありまして、ぜひひとつ現地の現状等を踏まえて適切な対応をとつていただきたいものと思います。限られた時間でございますので、それはぜひひとつ強く要望しております。

次に、農林水産省の方が「魚を食べると頭がよくなる」という本をお書きになつて、大変に皆さんが関心を呼ばれたわけであります。日本食というのは、魚食文化、魚食の普及、こういうことがだんだん変化しつつあるということに対しても一つの警鐘でもあつたのかもしれません。

北海道でのいろいろな調査を見ますと、水産加工品を初め魚を毎日食べるという方が五三・八%。一週間に三回は魚、水産加工品を食べるという人が二五・三%。地域によつていろいろな差があるのだろうと思ひますけれども、そういうことが言われております。全国の実態を見ますと、昭和四十年には畜産物が四〇・二%、水産物が五九・五%だったのが、平成三年度になりまして畜産物が五九・四%、水産物が四〇・六%と、逆転しているわけなんですね。

日本食、これは若い人たちの食文化がだんだん変わってきたのか、いろいろなことが言われるわけであります。先ほど来、多種性魚が最近変動しておるとか公海撤退とか、こういうことで大変だということを申し上げましたが、やはり日本人にとりまして、魚というのは、また水産物の加工品というのは非常に重要な食文化の中の位置づけでありますから、これの確保のためには大いに努力をしなければなりませんし、魚食普及に対するPRということにつきましても、これは大いに考えなければならぬことだらうと思うのです。逆転

になつておること等を考えますと、ただ世の中が変わつたのだと、いうことじやなくて、やはりこれは今まで相当農林水産省もお金をかけてPRをしてきたと思うのでありますけれども、そのPRの実効性が上がつていないといふのは一体どういうことなのか、その辺のことについてはお考えになつたことがあるのかどうか。

こういうことからしますと、私は、冒頭申し上げました加工法というのは単純五年延長ということだけではなくして、やはり二十年来臨時措置法ということまでやつてきたわけでありますけれども、漁業との一体性を考え、恒久法という形で今後は考えるべきものではないか、このように痛感をいたしているわけでございますが、これらのことについて見解をお伺いしておきます。

○川合政府委員 魚食につきまして、今御指摘の

ことだけではなくして、やはり二十年来臨時措置法といふことでやつてきたわけでありますけれども、漁業との一体性を考え、恒久法という形で今後は考えるべきものではないか、このように痛感をいたしているわけでございますが、これらのことについて見解をお伺いしておきます。

○川合政府委員 魚食につきまして、今御指摘の

ことは供給ベースの計算方法をしておりませんので、御承知のように、今御指摘まさにございました平成三年は、マイワシなどの減少が著しかつたとい

うようなこともございまして、その影響も出ています。と申しますのは、家計

測できない点もありますけれども、やはりこうい

う形での機動的な対応ができる法形式も、私ども

はこうした加工の現状からいつて適当であるのでもないかというふうに、現在のところ考えて

いるわけでございます。次第でございます。

○藤原委員 臨時措置の方が臨機応変に対応でき

るということですか。そこらあたりちょっとあれ

ですけれども、いずれにしても、漁業と一体化し

た中で水産加工というものを考えていくような形

で進めていかねばならないということだけは主張

しておきたいと思うのであります。

釧路の方へ私行きましたので、過日、釧路の方

からも要請があつたわけでございますが、釧路沖

地震、もう二ヵ月がたつたわけでございます。港

湾とか漁業施設の復旧、一月十五日に地震発生以

来、大変な被害がございまして、釧路はもう御存

じのとおり、背後には酪農地帯を抱え、また全国

屈指の漁港、水揚げ量を誇ります釧路港、ここ

穀物荷役機械とか魚の荷揚げ場の施設に大きな被

害をもたらした、これは今まで委員会等でも何

がる問題でもござりますので、財政力のない釧路

市、ないとあれですが、非常に乏しい釧路

市が港湾の管理責任者になつてゐるだけに、どう

いう決着をするかということは非常に关心を持つ

ております。

ただ一つ、魚食について私どもが注意をしなければいけないと考えておりますのは、最近の若い

人を中心として、魚の食べ方と申しますが、それ

に対しての傾向が変わつてきている、よく言われ

る、家庭にまなづいたと包丁がなくなつていてるとい

う現象だけではなくて、やはり利便性あるいは今

までと変わつた形での食べ方というようなものが好まれる傾向もござりますので、そうした需要の動き、そういうものを的確にとらえていかなければいけないと思つております。

ただ、その中に私どもが一つ心強く思つておりますのは、例えは外食産業などの傾向として、フ

ーストアードのような店をも含めまして魚を材料として使う傾向が最近ふえてきておりますの

で、こうしたところへの供給なども含めまして、私どもも対応について考えていかなければいけないと思つております。

それから、法律 자체の恒久化の問題でございま

すが、これは先ほども大臣からお答えいたしましたように、この法律のできた経緯から申しまして、

も臨時緊急対策ということでございまして、その後、日まぐるしく状況の変わる中で私どもは対応

してきたわけでございまして、やはりこれから五年経過する間の状況がどうなるかということは予

測できない点もありますけれども、やはりこうい

う形での機動的な対応ができる法形式も、私ども

はこうした加工の現状からいつて適当であるのでもないかというふうに、現在のところ考えて

いるわけでございます。次第でございます。

○藤原委員 臨時措置の方が臨機応変に対応でき

るということですか。そこらあたりちょっとあれ

ですけれども、いずれにしても、漁業と一体化し

た中で水産加工というものを考えていくような形

で進めていかねばならないということだけは主張

しておきたいと思うのであります。

釧路の方へ私行きましたので、過日、釧路の方

からも要請があつたわけでございますが、釧路沖

地震、もう二ヵ月がたつたわけでございます。港

湾とか漁業施設の復旧、一月十五日に地震発生以

来、大変な被害がございまして、釧路はもう御存

じのとおり、背後には酪農地帯を抱え、また全国

屈指の漁港、水揚げ量を誇ります釧路港、ここ

穀物荷役機械とか魚の荷揚げ場の施設に大きな被

害をもたらした、これは今まで委員会等でも何

がる問題でもござりますので、財政力のない釧路

市、ないとあれですが、非常に乏しい釧路

市が港湾の管理責任者になつてゐるだけに、どう

いう決着をするかということは非常に关心を持つ

ております。

ただ一つ、魚食について私どもが注意をしなければいけないと考えておりますのは、最近の若い

人を中心として、魚の食べ方と申しますが、それ

に対しての傾向が変わつてきている、よく言われ

る、家庭にまなづいたと包丁がなくなつていてるとい

う現象だけではなくて、やはり利便性あるいは今

までと変わつた形での食べ方というようなものが好まれる傾向もござりますので、そうした需要の動き、そういうものを的確にとらえていかなければいけないと思つております。

ただ、その中に私どもが一つ心強く思つておりますのは、例えは外食産業などの傾向として、フ

ーストアードのような店をも含めまして魚を材

料として使う傾向が最近ふえてきておりますの

で、こうしたところへの供給なども含めまして、私どもも対応について考えていかなければいけないと思つております。

それから、法律 자체の恒久化の問題でございま

すが、これは先ほども大臣からお答えいたしましたように、この法律のできた経緯から申しまして、

も臨時緊急対策ということでございまして、その

年経過する間の状況がどうなるかということは予測できませんけれども、やはりこうい

う形での機動的な対応ができる法形式も、私ども

はこうした加工の現状からいつて適当であるのでもないかというふうに、現在のところ考えて

いるわけでございます。次第でございます。

それから、法律 자체の恒久化の問題でございま

すが、これは先ほども大臣からお答えいたしましたように、この法律のできた経緯から申しまして、

も臨時緊急対策ということでございまして、その

年経過する間の状況がどうなるかということは予測できませんけれども、やはりこうい

う形での機動的な対応ができる法形式も、私ども

はこうした加工の現状からいつて適當であるのでもないかというふうに、現在のところ考えて

いるわけでございます。次第でございます。

それから、法律 자체の恒久化の問題でございま

すが、これは先ほども大臣からお答えいたしましたように、この法律のできた経緯から申しまして、

も臨時緊急対策ということでございまして、その

年経過する間の状況がどうなるかということは予測できませんけれども、やはりこうい

う形での機動的な対応ができる法形式も、私ども

資源のことをお話し申し上げましたので、私もいつも申し上げておることでございますが、資源管理ということからいいますと、沿岸漁業と底びき漁業の資源確保の協調ということが非常に大事なことだらうと思います。今日までは韓國漁船の問題でいつも大臣にいろいろ申し上げてまいりましたが、それはそれとして、国内的に言いますと沿岸漁業と底びき漁業との資源確保の協調、こういうことで最近、昨年ですか、免許の改定に当たりましていろいろ御努力をいただいて、ようやく話し合いの場が持たれたようござります。ぜひこれらのことにつきましても、資源管理といふらには一方だけができる事ではございません。全体として日本の二百海里内をどう資源をふやすか、増大させるかということで御努力いたしかなければならぬわけでござりますので、これにつきましてもせひひとつしつかりした施策を進めていただきたいと思うのであります。これはちょっと御報告だけいただければ結構です。

○川合政府委員 先生御承知のとおりでございますが、日本近海周辺水域につきましては、沿岸から沖合にかけまして、長い歴史的な経過のもとに一つのライン、すみ分けと申しますか、ができております。漁獲能力が高まるに従いまして、その從来のラインがいろいろな形で紛争の種になる、調整を要する状況になるということがあるわけでございます。そうしたことから、先生御指摘のように沖合底びきと沿岸との問題が、地域によりましてはかなり出てきてるわけでござります。

基本は、やはりお互いに大事な資源でありますから、その資源をどういうふうに守つていくかということに尽きるわけございますが、私どもの一応の対応といたしましては、まず両者がテーブルに着いていただいて、それでお話し合いをする、そこでお話し合いがなかなか進行しないときには、私ども国の方針で段階が調整ができるというような状況であれば調整するという基本的な方針で臨んでいるわけでございます。

今後、いろいろな形で資源をめぐつてそういう

○藤原委員 きょうは時間がございませんので、
次に、サケ・マス交渉のことについては大変御努力をいただきまして、過日来、三月一日からモスクワで開催されました日ロ漁業合同委員会の第九回会議で妥結を見たわけでございます。このことにつきましては努力を評価するとともに、ロシアの国内情勢もございますけれども、長期的な安定的な方策というものを、ぜひひとつ道筋といいますが、これらのことについて御努力をいただきたい、このことだけ申し上げておきたいと思うのですが、

い、対外的にP.D.F.を宣傳する事に意図がある。このことは御努力いたるところである。しかし、P.D.F.は、食文化の相違、偏見からしましてと偏見を説得する大事な事をおこなっておられます。また、今訪れておざいます。が、水産につきまして、特にう立場から大いにうものを訴えておいでしようか。

○田名部国務大臣 う私も、各国の大・大臣が見えには、捕鯨問題をば伝えいただきたいります。

何といつても、基づいた我が国の努力を払つてやしのよう、二二二こともありまして場について、中国への一層の理解をする事前申し入る活動等に最大の努力も払つた。だから、いざななかなが我々をありますと生態学から、科学的知見は、やはり適切でいくというこります。ただ、いざなうかという気あわせて申し上げります。

○関説明員 外産哺乳動物も海洋

外國政府に対する説得という
ことだ。海産哺乳動物に対します私ども
は、この五月の総会をめぐり
それが、この五月の総会をめぐり
るといふ氣持ちでおるわけでござ
る。産業それから外務省、このことに
に外務省については漁業外交とい
て諸外国に対して日本の主張とい
うことをお願いいたしてお
きたいと思いますが、いか
いということをお願いいたしてお
きたい。
この条約の精神と科学的根拠に
の主張を受け入れられるべく最大
ななります都度必ず申し上げるの
せひお国に帰つたら担当大臣にお
いということをお願いいたしてお
きたい。
この条約の精神と科学的根拠に
の主張を受け入れられるべく最大
ななります都度必ず申し上げるの
せひお国に帰つたら担当大臣にお
いということをお願いいたしてお
きたい。

捕鯨の問題につきましては、鯨の保存と合理的な利用を目的とする国際捕鯨取締条約があるわけですが、その保存と合理的な利用が図られるべきとの立場を、これまでの種々の漁業に関する国際会議の場、それから在外公館の活動等を通じまして諸外国に説明してまいつておるわけでござります。

また、各國の報道関係者に対しても、我が國の立場を的確に理解を得るよう説明し、我が國の主張の正当性に理解が得られるよう努力しているところでございます。この関連で、英國等の報道関係者を我が国に招待いたしまして国内の状況をつぶさに見てもらい、理解を深めるといったようなこともやることを予定しております。

○藤原委員 時間がありませんから最後になりますが、京都会議のテーマもいろいろあろうと思いますが、今日までいろいろ議論となつてまいりましたこと等、また、この姿勢を貫き通していくべきだといったことを強く要望をいたしておきます。

海洋資源の秩序ある利用ということをございますが、北海道の羅臼で最近トドがふえ過ぎて魚を食い荒らし、沿岸漁民が困つてゐるために、これを駆除しよとしたところ、これをオーストラリアの新聞が、海産哺乳動物をむやみに殺してゐる、こういうことで報道しておるということあります。ですが、北海道の漁民がやむにやまれず行つたことであつて、生活のために仕方のないことだ、それが批判的になつてゐるということあります。

このような批判というのは、海産哺乳動物も海の資源の一つである、ただ一つの資源だけを守るということが全体の生態系を乱すということを世界の人々に知らせる必要があるのではないか、我

が国がこのようなことを世界に説明する役割を果たさなければ、世界の漁業国全体も今後間違った世論のために大きな影響を受けることになる、こ

ういうことを痛感するわけであります。過日の報道の中にも、三十年にわたって禁止してしまいましたシロナガスクジラの資源が少しもふえていないということではありますが、ただ捕獲しないことが資源の保護につながるということではないということだらうと思います。どのようにすれば資源量が最大になり、有効に全人類のために利用できるのか。適切な管理方法の確立、こういうことがさらには検討されなければならぬだらうと思うわけであります。

こういうことで、この食文化の違いといいますか、文化の違いがいろんな形で日本の攻撃に今使われておるわけありますけれども、先ほど申し上げましたように、それぞれの立場でひとつ大いに日本の立場をPRしていただきたい。日本は、味方といいますか日本と同調する国は少ないわけありますから、三倍、五倍の声を出して主張いたしませんと、なかなか説得ができないのではないか。最近は大部分の上のデータ等も蓄積されまして、いろんな面で説得力あるお話を聞きたいと思いますが、諸外国に対して積極的な取り組みをいただきたい。最後にお聞きしまして、終わりたいと思います。

○川合政府委員 海産哺乳動物に関する考え方とは、やはりかなり違うことがござります。捕鯨問題がその典型でございますが、このトドなどに対します問題も、そうした一環であろうかと思います。やはりこうした問題に対処するには、科学的な調査ということが不可欠だらうと思っておりまます。それに基づいて永続的、保続的な利用を行うということですが、やはり水産資源についての一一番の基本であるかと思います。

そういう観点で、私どもはこうした問題について対処してまいりたいと思っております。

○藤原委員

以上で終わります。

○平沼委員長 藤田スマ君。
○藤田(ス)委員 水産業法案について質問をいたします。

法案の中身に入ります前に、これは水産物に直接かかる問題でありますので、まずお伺いをします。

一九五九年以降旧ソ連海軍が十八基の老朽原子炉などを日本海や東北海域、北極海域で海洋投棄をして、その放射能総量は Chernobyl の十分の一にも相当するというふうにされているわけであります。

日本の目と鼻の先に海洋投棄されているわけでありまして、事態は深刻であります。政府全体として対策に取り組むべきであります。この点、科学技術庁それから厚生省、対応をどういうふうに考へていらっしゃいますか。

○間宮説明員 お答え申し上げます。

ロシア海軍が、日本海などで原子力潜水艦の使用済み原子炉を含む核廃棄物を秘密裏に投棄したことにおいては、詳細な情報が得られていないという報道がなされていることは承知しております。

○間宮説明員 お答え申し上げます。

科学技術庁といいたしましては、これらの報道の事実関係を確認すべく、外交ルートを通じまして情報提供方督促しているところでございます。現段階におきましては、詳しい情報が得られていないという状況でございます。

なお、我が国におきましては、現在科学技術庁を中心に、関係省庁等の協力を得まして放射能調査を実施しているところでございますが、近年特段の異常が検出されたということはございません。

本件につきましては今後とも情報収集に努めますとともに、必要に応じ関係省庁と連携いたしまして、適切に対処してまいります。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。
六十年にチエルノブリ原発事故の事故の御承知のとおりかと思われます。

先生御指摘のロシア海軍が投棄したと伝えられております放射能物質の水産物に係る汚染問題につきましては、関係省庁とともに、ます事実関係の確認を行いまして、投棄海域でありますとか漁獲状況でありますとか魚介類の輸入状況というようなことを踏まえて、対応について検討してまいりたいと考えております。

○藤田(ス)委員 水産庁、先ほど大臣のお話の中にも、日本海の漁獲量は百二十万トンというふうな数字も示されました。事は日本海にかかる問題でありますから、漁民の皆さんの不安も広がつてくるのではないかと心配をしているわけです。

○川合政府委員 今関係省庁からお話をございました、事実関係をそちらで把握すべく努力をしております。

私どもは、何と申しましても良好な環境のもとで水産業が振興できるという基本的な考え方を持っていますので、この問題につきましては重大な関心を持って今後も見守つてまいり、適切に対応をしていかなければいけないと思っております。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。

国民の中に不安が広がつたのでは逆に大変困ったこともありますので、この問題につきましては重大な関心を持って今後も見守つてまいり、適切に対応をしていかなければいけないと思っております。

○藤田(ス)委員 重要な問題ですし、いたずらに

つておきますので、この問題につきましては重大な関心を持って今後も見守つてまいり、適切に対応をしていかなければいけないと思っております。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。

まだ平成四年度の集計が終わっておりませんが、その状況を踏まえまして、引き続き五年度も対象物質としていく方がよろしいかというふうに考えております。

○伊藤(ス)委員 安全性の問題が、実は魚の消費を減退させるというようなことになつていています。だから、輸入魚の問題については本当に

大切な問題であります。

それでは本来の問題に入つてまいりますけれど

輸入魚はやはりノンチェックで輸入されているわけであります。

しかし、現在の世界的なPCBなどの化学物質による海洋汚染、さらには一部の国で金採掘による深刻な水銀汚染というふうに、輸入魚が必ずしも安全と言えない、依然としてそういう状態があります。養殖魚もその後種類がふえておりますので、抗生素の残留チェックについても対象魚をやすやすと考へますが、厚生省、いかがお考へでしょうか。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。
今先生も御紹介されました。輸入水産物の抗生物質、抗生素などの有害物質の対策につきましては、昭和六十三年から輸入時のモニタリング検査を実施してきておりまして、順次その充実を図つてきておるわけであります。

それで、水銀につきましては、平成四年から輸入魚介類を対象としてモニタリングを進めるようにしております。対象魚を広げることにつきまして、輸出国の使用状況などをよく調べまして、検討してまいりたいと思っております。

○伊藤(ス)委員 水銀の汚染の問題は平成四年と五年度も、平成五年も行っていただきたいと思いまして、輸出の使用状況などをよく調べまして、検討してまいりたいと思っております。

まだ平成四年度の集計が終わっておりませんが、その状況を踏まえまして、引き続き五年度も対象物質としていく方がよろしいかというふうに考えております。

○伊藤(ス)委員 安全性の問題が、実は魚の消費

を減退させるというようなことになつていています。だから、輸入魚の問題については本当に

大切な問題であります。

それでは本来の問題に入つてまいりますけれど

業が牛肉の輸入自由化でどんなにひどい状態になつてゐるかということがありアルに浮き彫りにされたというふうに思つております。水産加工の問題について考えましても、やはり水産物の輸入問題について考えましても、やはり水産物の輸入問題にぶつかるわけであります。現在の急速な円高がもとで、その輸入水産物対策の緊急性は極めて高いわけであります。

先日、フランスでも漁民が輸入水産物の急増に抗議をしたことが報道されておりましたけれども、我が国においても、輸入水産物の急増が魚価の低迷を招き、漁民の収入を引き下げ、時には失業まで引き起こす、こういうようなことでありますし、水産加工業界にも深刻な打撃を与え、その存立を揺るがしているわけであります。

また、資源管理型漁業ということで、各地の漁協や漁民の皆さんがあらじめに取り組んでいるわけですが、漁民の皆さんがまじめに取り組んでいるわけですが、大臣はいかがお考えでしようか。

○川合政府委員　水産物の輸入につきましては、平成四年度は三年度に比べまして増加はしておりますが、ここ数年の動きに比べますと若干鈍化の傾向にあります。

また、今御指摘がございました水産加工品の輸入の動向につきまして、やはり増大の傾向にはございますが、これにつきましては、その中身はいろいろそのときの状況によって変化しております。

確かに、水産物につきまして輸人が今のよくなき状況ではございますが、これは一つには、やはり国内周辺水域の資源の問題などがありまして、必ずしも需要に的確に対応し切れないという面がござります。そういう面では、先ほど来申しております周辺水域におきます漁業の振興ということが非常に大事だと思つております。

ただ、一方で、例えば今日御議論いただいております加工業につきましては、その存立を維持していくためには一定の輸入原料というのも必要でございますので、私どもは何よりも秩序のある輸入というものが行われることに意を用いてまいりたいと思つておるところでございます。

○藤田(ス)委員 時間がないので大変残念ですが、原材料の輸入というよりも、その加工物そのものが逆に入つてくるというような、しかも日本の業者が行つてそして逆に入つてくるというような状態の中で打撃を受けているわけでありまして、私はこれからもそういう立場で主張を続けていきたいと思います。

今、水産加工業にとって大変に期待されておりま

そういうことが、非常に重要な課題になつてきている結果についてのお尋ねでございますが、当然のことながら、研究組合で開発努力をしているそうした関係者にとりましては、この成果といふものは、ある意味ではその研究努力に基づきます成果でござりますので、それ相応の評価の形で使われたいという希望があるわけでござります。

それと、今申しましたように、こうした形で国からも助成を出しながら行つてはいるということから、こうした成果をどういうふうに広く普及していくかということの調整の問題かと思つております。私どもは、これはDHAだけではございませんで、一つの仕組みをつくつておりまして、その基準に基づきまして、こうした調整の問題に対処してまいりたいと思っております。

原則的には、報告会あるいは出版物などで、得られました成果の知見については広く公表していくことが原則であろうと思っております。

○ 藤田(ス)委員 このDHAの開発といふのは、これらの加工業者に一つの光になつておりますので、できるだけ一般の加工業者も取り込んで、そこで参加できるように、特段の御配慮を重ねてお願いをしておきたいと思います。

ところで、ナシフグの問題であります、厚生省はこしの二月三日に「フグの衛生確保について」という通知を出しまして、從来取り扱いを認めていたナシフグを、筋肉部に毒性を有するものが存在したということで販売を認めないという措置を打ち出しました。

もちろん、安全でない食品が出回ることはもとより認められないわけでありますので、それにに対する対応は厳格であらねばならないということは言うまでもありません。当然仲買業者、加工業者、販売業者、そういうところに対して販売禁止措置の指導徹底を図つていかなければならぬ、こういうふうに思つております。しかし同時に、この禁止措置による漁業者に対する対策もついていた

漁業者からは、ナシフグの水揚げ禁止により異常繁殖が予想され、これが魚卵、稚魚あるいは放流魚を捕食するなど生態系への悪影響が懸念されることから、影響調査を実施してほしいというような要望が私のところにも来ております。また、ナシフグが毒性を有しているかどうかの毒性調査も継続的に行ってほしい、混獲したナシフグの処理費用についても何らかの助成をしてほしいという希望が出ておりますが、ぜひとも、こういう問題で大きな打撃を受けております地域の皆さんに對して、水産庁、前向きに対応していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○川合政府委員 失礼いたしました。先ほど二つお答えを外しました。

DHAにつきまして、カツオ・マグロ以外にイワシにもとていうお話をございました。御承知のように、イワシの中にこの成分は、カツオ・マグロに比べると少ないわけでございますが、当然存在するわけでございます。私どもといたしましては、まずカツオ・マグロから手がけておりますが、その成果を得られた段階で、また次の段階について考えておきたいと思っております。

それから、ナシフグでございますが、これは厚生省の方のいろいろな調査の結果、毒があるということで、今御指摘のような措置がとられたわけでございます。

私どもといたしましては、まずナシフグが市場に出ないことが一番大事でございますので、その指導、徹底を今まさに図っているところでござります。厚生省で作成いたしましたパンフレットなどを私どものルートからも出しまして、まずその指導、徹底を図っているところでございます。

今お話を幾つかございましたけれども、フグにつきましてはナシフグ以外にもドクサバフグとかコモンダマシなどにつきまして毒性があるということで、これまでにも禁止の措置がとられているわけでございまして、こうした禁止の措置がとられているものと一体的に、今後取り扱っていくな

ければいけないわけでございます。ナシフグだけについて調査をする、あるいはその生態について調査をするということは実際問題として非常に難しいことございまして、私どもこれはなかなかできないのではないかと思つております。

ただ、いろいろな形で漁獲につきまして調査をしておりますので、そうした一環として、ナシフグだけ取り出すことはなかなか難しいと思いますが、いろいろな調査の中では、ナシフグについての視点を持ちながら実施していきたいと思つております。

○藤田(ス)委員 处理の問題は。

○川合政府委員 もう一つ、これにつきます漁獲の問題でございましょうか、これにつきましても、今申しましたように、ほかの幾つかの種類のフグにつきましては既に禁止の措置をとられておりますので、やはりそれと別の扱いをするということはなかなか困難ではないかと思つております。

○藤田(ス)委員 時間が参りましたので終わらなければなりませんけれども、ナシフグの問題について、この間禁止されたばかりで皆さんも実態はございませんかかなと思いますが、一度長崎のナシフグの実態について調査をし、そしてどうぞひ見見ていただきたい、これだけはお答えいただけませんか。

○川合政府委員 まずこれにつきましては、私もナシフグが市場に出ないことにつきまして最大限の努力をしているところでござります。ナシフグだけをとらえいろいろな調査をすることはなかなか難しいということだけは御理解をいただきたいと思います。

○藤田(ス)委員 もうやめようと思つてゐるのに、やめられないようなこと言わないとください。水産庁というのは漁民の味方でしよう。漁民の方は、毒フグだということで急にとまつてしまつたので、加工業者も含めて困つてゐるのです。こ

んなときこそ水産庁としてそこへ行つて実態を見て、何か手助けする方法はないか、それぐらいの調査をするということは実際問題として非常に難しいことございまして、私どもこれはなかなかできないのではないかと思つております。

ただ、いろいろな形で漁獲につきまして調査をしておりまして、そうした一環として、ナシフグだけ取り出すことはなかなか難しいと思いますが、いろいろな調査の中では、ナシフグについての視点を持ちながら実施していきたいと思つております。

○藤田(ス)委員 处理の問題は。

○川合政府委員 私どもも、この点については今までいろいろな形で実態の把握には努めております。しかしながら、ナシフグだけをとらえて先生のおつしやるようなことをすることはなかなか難しいということは、ぜひ御理解をいただきたいと思つます。

○藤田(ス)委員 もう時間が来たので終わります

が、どうぞ長崎にぜひ一回足を運んでください。そして、実態に合わせて、水産庁としてもっと漁民の立場に立つた仕事をしていただきたい、そのことを申し上げて、終わります。

○平沼委員長 小平忠正君。

○小平委員 最後になりましたが、私から数点質問いたします。

当法律は、御案内のように昭和五十二年にいわゆる二百海里ショックに対応してつくられたものでありまして、まさしく臨時措置であります。その後、内容の改正も含めて今回で三度目の延長となりますと、この五年間も含めると、これができますから二十年間という長さにわたって加工資金を貸し付けるということになると思うのであります。

ところで、水産加工の実情を見ますと、一時期のように大量に処理加工するという時代は終わり、いかに国民の嗜好に合った加工品を開発し提供していくか、きめの細かい、少量高品質、そして多品種生産の時代に入つてきており、水産資源を消費者に結びつけるという極めて大切な役割を果たしていると思われます。

漁業者の側から見ましても、これまで単に生産にだけ目が向いていたようですが、所得を上げるために、これからは生産だけではなくて流通、加工等にまで手を伸ばしていかなければならぬ、既にそういう時代に入つておるわけで

ございます。こういう観点からも、水産加工はますます重要な位置を占めています。しかし、ナシフグだけをとらえて、それが別ですけれども、いずれに

ところでは、特に金融面においては、どちらかと

いうと中小企業庁の方が手厚い施策がある、こん

なふうにも承っております。こういうところで、

水産庁としても加工対策もつと手を入れていくべきじゃないか、こんなことが漁業や漁村の活性化にもつながっていく、こんなふうに思うわけであります。そのところをどうお考えになつておられるか。

また、前段に申し上げましたように、この法律は、今後五年間を含めますと二十年続いていくの

ですが、これを恒久的にしていくということについてどうお考えになつているのか、こんなことも含めまして、特に大臣は青森県御出身で水産については精通されておられると伺つておりますが、

この基本的な問題について、まず大臣の基本的な見解をお伺いいたします。

○田名部国務大臣 水産加工業界ですが、私の八戸市は非常に加工業の盛んなところであります

が、近年、倒産する企業が若干ふえておりまして、あるいは倒産までいかなくても非常に経営が苦しい。それは資源がどうしても不足になりまして、特にサバの加工業界というのは一挙にとれなくな

るということがありまして、今非常に困つておる

わけであります。これは見通しが立たぬものです

から、本当に水産加工というものは大変な業界だな

い。それを資源がどうしても不足になりまして、

特にサバの加工業界といふのは一挙にとれなくな

るということを感じております。しかし、安定的に供給しなきやならぬし、地域の雇用の創出など多様な役割を果たしておりますので、これは本当に

振興していかなければならぬ、こう考えておりま

す。

○川合政府委員 確かに、この法律、非常に長い名前

ですけれども、まさしく貿易事情の変化に即応し

て、こうのことですから、今大臣おつしやられましたように、余り恒久化、固定化しちゃうとま

た問題だ、そういうことは私もわかりますが、た

だ、ことし五年延長で中身が全然変わつてない、

こういうこともあります。私はわかりますが、た

だ、お尋ねしたのです。いずれにしても、大臣の御見解を

お尋ねしたのです。いざれにしても、基本的には、

水産事情が非常に厳しい中につて水産関係の皆

さんがこれによつて得るところがあるように、そ

ういう方向にいけばいいことですから、そんな観

点でひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、労働力の問題についてお伺いしたいのですが、特に漁業といふのは、また水産加工業をと

りまして、いわゆる三K職場でございます。非

常に労働条件は厳しく、また仕事柄も、立ち放

しだとか、しかも賃金もそう高くなり、そんなこ

とも、この職場に人が集まらないといふことで言

われるところがあります。そういうところで、外国人労働者の問題がどういうふうになつてている

のか。これは統計的には余り実情が把握されてな

いよう感もありますが、今後のこととも見越した

上で、まずその労働状況、外国人労働者の問題が

どんなふうになつているのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○川合政府委員 漁業者のと申しますか漁業の労

漁力問題につきましては、地域によりまして、また漁業種類によりまして、いろいろな状況がありますかと思います。一部では資源の状況からいいますと、漁獲能力が上回つております。して漁獲能力が上回つておしまして、言うなれば減船のような措置を講ずる必要がある漁業もござりますし、今御指摘のように、担い手がだんだんいなくなつてあるような地域もございます。

したがいまして、これに対してもなかなか一口に言えないわけでござりますが、一つは、特に担い手問題について難しい問題を抱えているところにつきましては、先ほど来申しました資源管理型漁業というようなことを若い担い手を中心に行っている地域におきましては、かなり活性化し、また担い手も育っているというような状況もございまので、こうした取り組みをさらに進めていかなければいけないと思つております。

それからもう一つ、やはり労働力の過不足についての情報交換といいますか、これにつきましては、これは例えば他の林業などにつきましても同様なことが言えるかと思いますが、私ども平成五年から、中央それから都道府県にセンターをつくりまして、こうした情報交換を十分に行つてまいりたいと思っております。

それから外国人労働につきましては、これは原則として私どもは、国内ではそういう形で外国人労働を採用するという形にはなつております。ただ、海外におきまして、海外漁業で労働活動をしている者につきまして、海外で船に乗せ、海外で船をおりる者につきまして、一定の限度でそういう形が認められております。

○小平委員かつては魚資源というものは、我が日本においては米と魚というのはいわゆる基本的な基幹の食品でございました。しかし、こういういろいろな、二百海里あるいは資源が制約される、漁場が制約される、そんなこと等もありまして、今我が国の水産物の輸入状況は大変量もふえてきている。

ル、それで木材、林業関係が百億ドル、よく五百億ドルですか、そこまで、十年前から見ても大体倍増している。農水省で出しております水産物流統計年報によつてもこういうことが指摘されております。こういう中で、国内の漁業や水産加工業にもやはり大きな影響を有形、無形に及ぼしているのが実態でなかろうかと思います。

そういうことを思ひますと、今申し上げた労働力のいろいろな労働状況の問題等々を含めても、これから見通しというか、経営的にも非常に圧迫がかかるてくるのではないかと思ひます。そしてそこに、今懸案のウルグアイラウンドの動向、そういう中で、政府としてはこれらの問題を今後どうとらえていくのか、そのところをお伺いしておきたいと思います。

○田名部国務大臣 水産物の安定供給を確保するためには、ある程度の輸入に依存しなきやならぬことはもう御案内のとおりであります。しかし、今後とも需給動向に即した秩序ある輸入ということをしていかなきやならぬと思つております。

ウルグアイ・ラウンドにつきましては、交渉の行方は予断を許さない状況でありますけれども、今後とも国内漁業及び水産加工業の経営に不測の悪影響を及ぼさないよう適切に対処していくたい、こう考えております。

○小平委員 終わります。

これより本案について討論に入るのであります
原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の
変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良
等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する
法律の一部を改正する法律案について採決いた
します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○平沼委員長 起立總員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。
○平沼委員長 この際、本案に対し、金子徳之介
君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲民
主連合、公明党・国民会議、日本共産党及び民社
党的共同提案による附帯決議を付すべしとの動議
が提出されております。
提出者から趣旨の説明を聴取いたします。鉢呂
吉雄君。
○鉢呂委員 私は、自由民主党、日本社会党・護
憲民主連合、公明党・国民会議、日本共産党及び
民社党を代表して、原材料の供給事情及び水産加工
品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工
業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する
臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げま
す。
まず、案文を朗読いたします。
原材料の供給事情及び水産加工品の貿易
事情の変化に即応して行われる水産加工
業の施設の改良等に必要な資金の貸付け
に関する臨時措置に関する法律の一部を
改正する法律案に対する附帯決議（案）
水産加工業は、漁獲物の最大の販路として漁
業生産活動を支え、消費者の嗜好にあつた食品
を安定供給し、さらには、雇用機会の提供等を
通じて漁村地域の活性化に資するなど多様な役
割を果たしている。

しかしながら最近、水産加工業を取り巻く状況をみると、国際的な漁業規制の強化等により水産加工品の原材料の供給事情はさらに悪化し、また、水産加工品の輸入は引き続き増加する傾向にあり、一段と厳しいものがある。よつて政府は、本法の施行に当たり左記事項に十分配意し、遺憾なきを期すべきである。

一 水産加工施設資金について
漁業生産及び加工利用の実情等に即し、適宜、貸付対象魚種及び貸付対象地域を見直す等制度運用の改善に努めるとともに、本資金と水産加工経営改善促進資金との有機的な活用を図ること。

また、漁業との関連性に配慮した水産加工業者の体质強化等のための金融制度の確立について検討すること。

二 加工原料魚の安定確保を図るため、強力な漁業外交を展開するとともに、近海資源の一層の有効利用を図る等さらに努力を重ねること。
特に、マイワシ及びアカイカの漁獲量の急激な減少に対処し、関係水産加工業者等が安定的に経営を推進できるよう努めること。
また、水産加工業における労働力不足に対処するため、協業化や加工施設の共同利用を促進するとともに、省力化システム等の研究・普及等に努めること。

三 水産加工品をはじめ、水産物の秩序ある輸入に努めるとともに、輸入水産物の安定供給、安全性の確保に万全を期すること。特に、ウルグアイ・ラウンドにおける水産物交渉に当たっては、現行の国境措置の枠組みを維持し、我が國漁業経営に影響が生ずることのないよう遺憾なきを期すること。

四 水産加工業経営の零細性にかんがみ、その特性を活かしつつ、経営構造の改善・組織化・共同化を促進し、経営基盤の強化を図ること。
併せて、水産加工業協同組合系統組織の育成・強化に努めること。

五 水産物消費の現状にかんがみ、消費者のニーズに即応した新製品の研究・開発を促進する等水産物の一層の消費拡大に努めること。

右決議する。
以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のことと思いまして、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○平沼委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

金子徳之介君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平沼委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を認められておりますので、これを許します。田名部農林水産大臣。

○田名部農務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○平沼委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○平沼委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○平沼委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま審査中の沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案、水産業協同組合法の一部を改正する法律案、水産業協同組合法の一部を

改正する法律案及び漁業協同組合併助成法の一
部を改正する法律案の三案につきまして、来る四
月六日午前十時、参考人として、東京水産大学教
授大海原宏君、全国漁業協同組合連合会専務理
事菅原昭君及び鹿児島県西之表市漁業協同組合組
長理事深田忠則君の出席を求めて、意見を聴取いた
したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よつて、
は、これにて散会いたします。
午後三時十七分散会